
令和2年 第3回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和2年3月10日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

令和2年3月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	教育長 ……………	倉鍵 君明
総務課長 ……………	重松 俊一	税務課長 ……………	山田 恭恵
健康福祉課長 ……………	平田 栄一	地域振興課長 ……………	村田 まみ
産業課長 ……………	佐々木大輔	建設課長 ……………	田中 豊和
子ども課長 ……………	松元 治美	会計課長 ……………	佐田 裕子
生涯学習課長 ……………	矢野 智行	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様におかれましては、早朝より、また雨の中に傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和2年第3回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております1番、森田勝典議員、発言席からお願いいたします。森田議員。

1番 森田 勝典議員 質問事項

1. 国道322号バイパス工事の進捗状況について

○議員（1番 森田 勝典） 議席1番の森田勝典でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、質問を開始いたします。

私は、大項目1つ、小項目2つを質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

大項目は、何度も出てきておりますけど、国道322号バイパスの事業の進捗状況についてということでございます。そこで、私は、小項目のほうで2つ質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

春日地区内の測量は全て終了しているようでありますが、今後は、ルート上の家屋の移転等大変な問題を、地権者と1軒ずつ丁寧な交渉を行い、同意を受けなければならないと思っております。

そこで、今現在、同意をいただいている地権者は何戸で、まだ同意をいただいていない戸数はいかほどあるのかを聞きたいと思いますが、名前は必要ありませんので、戸数だけで結構でございます。完結の見込みはいつ頃かということをお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、森田議員の質問の国道322号バイパス工事の進捗状況について答弁いたします。

地権者の同意の状況と完成見込みについての質問でございます。

国道322号バイパス工事については、鶴木交差点の一部と南本郷の境界が不明の一部の土地

を残して、測量及び建物等の調査を終了し、現在、現道拡幅区間の大刀洗中学校から春日公民館の間の地権者交渉を行っているところでございます。

今後は、建物等の移転補償を進めるとともに、農地の用地買収に着手し、事業用地がある程度確保できた段階で工事に着手していく予定でございます。

議員質問の地権者の同意の状況につきましては、現在交渉中の案件でございまして、県のほうからは公表を差し控えるように要請をされているところでございます。

また、完成見込みにつきましては、当初、平成33年度の完成を予定しておりましたけれども、近年の大雨災害等に伴いまして、県としましては災害対応を優先させるということでございまして、今、県のほうとして、予算の確保も含めて、完成の見込みを今の段階では明言できない状況と聞いております。

いずれにしましても、町としましては、1日も早く整備ができますように、引き続き県と協力しながら地権者交渉を進めるとともに、県に対し、事業予算の確保や早期の事業推進を求めていく所存でございます。

○議長（安丸眞一郎） 森田議員。

○議員（1番 森田 勝典） 今町長からお話伺いましたですけど、もう1人、私の友達が、30年ぐらい経った家をもう壊してしまって、やっておりますもんですから、他の方たちはどういうふうになつとるかをちょっと尋ねたんですが、今おっしゃるように、朝倉の問題もあるし、何やかんやで大変だと思っておりますけど、それはそれとして、セットバックをされる方には、しっかり皆さん担当の方は寄り添っていただいてやってもらいたいと思っております。

完結の見込みは、今おっしゃるように、ないということですね。わかりました。

次に、2番目に、平成27年7月15日に、生徒が、生徒というのは中学校ですね。中学校の生徒が登下校時に車両等に巻き込まれないために、大刀洗中学校長と関係区長連名で役場に要望書を持っていっておるのは御存じだと思いますけど、その要望書が全然どういふふうになつとるかもわからんということのお話聞いたもんでから、これは「ちょっとおかしいな」と思っておりますが、その付近は町長は把握していらっしゃいますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 国道322号の歩道設置工事についての質問でございます。

この件につきましては、議員が御指摘のとおり、平成27年7月15日付で、大刀洗中学校校長、南本郷区長、西本郷区長、春日区長の連名で歩道設置工事についての要望があり、翌日、町から久留米県土整備事務所に進達をしたところでございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、現在、南本郷の境界が不明な一部の土地を除き測量業務を完了し、現道拡幅区間の大刀洗中学校から春日公民館の間の地権者交渉を行っているところでござ

ざいます。

県といたしましては、建物等の移転補償を進め、事業用地がある程度確保できた段階で工事に着手していく予定と伺っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現状では災害対応が優先されているのが現状でございます。

このため、町としましては、1日も早く整備できますように、引き続き県と協力しながら地権者交渉を進めるとともに、県に対し、事業予算の確保や早期の事業の推進を求めていく所存でございます。

○議長（安丸眞一郎） 森田議員。

○議員（1番 森田 勝典） ありがとうございます。この問題を出したのは、今の生徒数401名ということなんです。学校に聞きました。そしたら、401名がほとんど自転車通学をやつとるということで、「これじゃ危ないですね」というて、何度も町にお話を持っていくけど、全然あしらってくれませんから、「どうしましょうかね」ということで、区長たちとも話しながら、それじゃ一般質問で町長の意見を聞きましようということやっておりますので。

ひとつ子供たちが絶対事故に遭わないようにやっていただかんことには、金がない、何がないじゃ、お話にならんと思いますので、その辺はよろしく願いして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 会計年度任用職員制度の導入について
2. 町政運営の基本的な考え方について

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄でございます。

○議長（安丸眞一郎） なお、平田議員より資料配付の申し出がっておりますので、許可します。平田康雄議員、どうぞ。

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄です。

私は、会計年度任用職員制度の導入について及び町政運営の基本的考え方についての2件について質問いたします。

まず最初に、会計年度任用職員制度の導入について質問します。

昨年の9月議会に、大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が上程され、賛成多数で可決されました。条例の提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関し必要な事項を条例で定める必要があるとのことでした。

条例制定のポイントは、公務員としての職制の明確化とあわせ、非正規職員の待遇改善を図るという点にあります。

町は、このための費用として、2,000万円の予算を計上するとのことでもあります。

制度改正の概要ですが、現在の嘱託職員や臨時職員などを会計年度任用職員へ移行し、給料及び報酬のほか、期末手当などを支給するというものであります。

4月1日から条例が施行されることに伴い、町の非正規職員の雇用制度が大きく変わることになりますが、現在の嘱託職員や臨時職員などの不利益となるようなことは発生しないのか。また、人件費が大きく膨らみ、財政上の課題が発生することが想定されますので、町がどのような対応をされるのか問うものであります。

そこで、町長に次の3点について質問いたします。

1点目は、会計年度任用職員制度の導入について、町の考えはどうか。

2点目は、町の雇用制度はどのように変わるのか。

3点目は、会計年度任用職員制度の導入に伴う財政の課題とその対応はどうか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の質問の会計年度任用職員制度の導入について答弁いたします。

まず、町の考えについての質問でございます。

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本年4月から会計年度任用職員制度が施行されるところでございます。

大刀洗町では、会計年度任用職員の導入に際して、給与や勤務条件については、基本的に、国家公務員における非常勤職員の勤務条件等に準拠することとしており、4月1日からの施行に向け、必要な条例改正を本議会にも上程しているところでございます。

次に、非正規職員の雇用制度の変更についての質問でございます。

現在、正規職員以外の職員には、特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員、これが嘱託職員です、それから臨時的任用職員、いわゆる臨時職員と呼称されているものでございます、に区分されていますけれども、4月以降は、特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員に変わるところでございます。

このうち、会計年度任用職員には、勤務時間が正規職員と同じフルタイムの会計年度任用職員と週35時間以内のパートタイム会計年度任用職員に区分し、フルタイムの会計年度任用職員には、新たに期末手当と退職手当等を、パートタイム会計年度任用職員には、新たに期末手当等を

支給するほか、国家公務員における非常勤職員の休暇に準じた休暇制度に変更する予定でございます。

次に、財政上の課題と対応についての御質問でございます。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、新たに期末手当等の支給が発生することから、財政面で見ると歳出増になりますけれども、この増額分については国の交付税措置が講じられることとなっているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

2018年の総務省統計局の労働力調査によると、全国の正規職員労働者は3,500万人、非正規の職員労働者は2,118万人。つまり、雇用者の約40%が非正規雇用労働者で占められているということでもあります。

そこで、配付した資料をご覧ください。本町における12月末の職員数は、全職員164名のうち、正規の職員が85名に対し、特別職を除く非正規職員、これは左側の②と③の合計ですけれども、79名で全体の48.1%となり、全国平均よりも8.1ポイント多い状況にあります。内訳は、②の嘱託職員が43名、③の臨時職員が36名で、その中には、図書館司書とか、保健師などの専門職も見られます。

そこで質問ですけれども、今回の雇用制度の改正に伴い、②会計年度職員、右のほうですね、や③の臨時的職員となる職員、つまり特別職非常勤職員を除く非正規職員の総数はどうなるんでしょうか。増えるのでしょうか、減るのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 現在、嘱託職員及び臨時職員の数と会計年度任用職員制度導入後の非正規職員の総数は、基本的には変わりません。同数でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、②の会計年度任用職員、それから③の臨時的任用職員、区分ごとの人数というのはわかりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 現在算定している数でございますけれども、まずフルタイム会計年度任用職員の予定は4名、パートタイム会計年度任用職員の中で、専務的パートタイムが54名、補助的パートタイムが66名、合計の124名を予定をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 臨時的任用職員はどうなりますか。

○議長（安丸眞一郎） もう一度。

○議員（3番 平田 康雄） ③の臨時的任用職員は。

○議長（安丸眞一郎） ③の答弁を。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 失礼しました。③の臨時的任用職員はゼロでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） フルタイム会計年度任用職員は、勤務時間も正規職員と同じで、給与、旅費、期末手当などが正規職員と同じように支給されることになっていると。当然、正規職員とは、雇用期間とか、職務の等級は異なるのではないかとは思いますが、そのほかに違いがあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、フルタイム会計年度任用職員につきましては、正規職員と同じ勤務時間でございますし、給与、旅費、期末手当等が支給されることになります。また、パートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間が若干短く、週35時間以内となっております。あと、給与、費用弁償、期末手当等の支給がございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 大体わかりました。

それで、次に、令和2年の1月4日の、これNHKの電子版のニュースなんですけども、これによりますと、新年度から全国の全ての自治体で、非正規公務員にボーナスを支給するための新たな制度が始まるが、一部の自治体では、ボーナスの支給に合わせ、毎月の給料などを減らす動きが出ているということであります。本町ではそういうことはないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 議員がおっしゃるように、本町においては、会計年度任用職員に対して現状の給与を減らすようなことはございません。さらに、期末手当についても規定どおり支給する予定にしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 非正規職員には、フルタイム会計年度、右ですね、非正規職員には、右側の②、フルタイム、それからパートタイム職員がありますし、それから③の臨時的職員の区分がありますけども、全ての非正規職員にボーナスが支給されるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 平田議員が先ほど配付された資料に基づいて御説明いたしますと、令

和2年4月1日以降の分で、①が特別職非常勤職員、②が会計年度任用職員、③が臨時的任用職員の3分類されております。

期末手当が支給対象となるのは、②の会計年度任用職員でございます。これは、フルタイムにしても、パートタイムにしても同様でございます。ただし、期末手当が支給されるかされないかにつきましては、期末手当の支給基準がございますので、その基準に合致しておれば、フルタイムであろうとパートタイムであろうと期末手当の支給対象となります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私は全員、ボーナスが支給されるのかなと思っていましたけども、一部、そういった基準日で支給されない職員も出てくるということですね。

それでは、少し具体的な質問をしたいと思います。①の左側の現行の①特別職非常勤職員に関することですが、今回の改正によって、学識や経験のある人に厳格化されるということになっておりますけども、現在、教育委員とか、農業委員、消防団員、区長などが特別職非常勤職員となっておりますけども、学識や経験のある方に厳格化された場合、この条件を満たさない方は役職につけなくなる可能性があります。その場合どうされるんでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 先ほどの期末手当の支給について、一部訂正がございます。

平田議員が提出された資料に基づきまして、③の臨時的任用職員につきましても期末手当の支給の対象となりますので、②の会計年度任用職員及び③の臨時的任用職員は期末手当の対象となります。ただし、その期末手当の支給基準がございますので、そこに合致しておれば支給できるという形になります。

先ほどの特別職非常勤職員についてでございますけども、学識や経験のある方に厳格化されておりますので、議会の初日の議案でも提案いたしましたように、今現在、特別職非常勤職員として、具体的に申しますと、区長さん、農事組合長、公民館長、隣組長等が、今現在は特別職非常勤職員という取り扱いになります。ただし、令和2年4月1日以降の法改正に伴い、区長さん、農事組合長さんたちは、この特別職非常勤職員からは外れることとなります。

ただし、町としては、町行政を運営していく中で、区長さんについては非常に大切な存在でございますので、特別職ではなくなりますけども、町としては、区長さんと協定書を結び、委嘱をお願いして、従来どおりの業務に当たっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりましたが、再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 特別職ではないけども、今までどおりということですね。

次に、②の一般非常勤職員、つまり現在の嘱託職員について質問します。

現在の嘱託職員は、全て会計年度任用職員として雇用されることになると思いますけども、フルタイムとして任用されるんですか、それともパートタイムとして任用されるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 勤務体系にもよりますが、基本的には、ほぼ全ての方が、この②のパートタイム会計年度任用職員に該当する予定でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほどは4名ぐらいがフルタイムということでしたけども、ほとんどが専務的パートタイムになった場合、35時間以内というふうな話もありましたけども、この専務的パートタイムの職員の勤務時間は、週35時間以内ということになるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 議員のおっしゃるとおり、週35時間以内となります。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 週35時間以内ということは、1日に直すと、5日間ですから7時間以内ということで、現在と変わらないということですね。

それでは、次に、③の臨時的任用職員について質問します。

雇用期間や働く時間が非常に少ない職員、つまり現在の臨時職員はどうなるんでしょうか。例えば遺跡の発掘に携わっておられる臨時職員は、雇用期間や働く時間というのは極めて短いわけでございます。会計年度任用職員として任用されるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 議員御質問の非常に短期間の労働者、例えば文化財のほうで雇用しております遺跡の発掘等の職員、もしくは雇用期間が短い方につきましても、平田議員が配付された資料の中の②の会計年度任用職員の中のパートタイムの下のほうに書いてある、補助的パートタイム会計年度任用職員に該当することになります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、次に、少し財政面の質問をしたいと思えます。

国では、非常勤職員に対する期末手当支給のため、人件費として1,700億円を地方交付税として自治体に配分する方針ということでございますが、期末手当に限っては町の財政上の問題は発生しないと思われましても、実際に本町に対し、期末手当のための経費として、国はどの

程度の交付金を配付するのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の質問にお答えします。

あくまでも地方交付税に算定されるということでございますので、交付金として交付されるわけではございません。恐らく基準財政需要額に算定されて、普通交付税として、交付税の交付金の一部として算定されて交付されるものと理解しております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今回の一般会計予算書、これを見ていると、入金のところ特別交付金ということで、1,500万円が入ってくるようになっていきますから、これがそうかなと勝手に思っていたところがございます。

それでは、最後の質問をします。

町は、雇用している非正規職員、つまり嘱託職員と臨時職員の雇用状況をもとに、会計年度任用職員に切りかえるということですが、現在の非正規職員が不利益となるようなことはないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 現在雇用しております非正規職員につきまして、会計年度任用職員導入後も給与及び報酬は変えませんが、期末手当等も支給をします。ですので、非正規職員につきましては、不利益がこうむることがないような形で環境整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりましたが、再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 4月1日から、非正規職員に期末手当などを支給するという新たな制度が始まります。これは、2019年4月の働き方改革関連法の施行に伴うものでありまして、長時間労働の是正とか、多様な働き方の実現とあわせ、正規、非正規の不合理な処遇差の解消、つまり非正規雇用の待遇差の改善を図るというものであります。

今回の議会に上程されている、令和2年度大刀洗町一般会計予算書を見ますと、会計年度任用職員の報酬のほか、期末手当、社会保険料、通勤、費用弁償などが予算化されています。

また、制度改正の趣旨にのっとり、非正規職員が不利益をこうむることがないような対応をされるということですし、財政面でも、非正規職員の期末手当のための交付金が国から支給されるということです。そういうことがありますので、少し安心いたしました。

一応これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目です。町政運営の基本的考え方について質問します。

今回の選挙に当たり、町長が示されたマニフェストによりますと、大刀洗町が、安丸町政

1 2年間で大きく変わった点として、1つは、財政の健全化が図られていること、2つ目は、人口や子供の数が増えつつあること、3つ目は、新しい事業にも積極的に挑戦する職員が増えていることの3点を上げられています。

1点目の財政の健全化については、2018年度の町の経常収支比率は83.5で、県内では1、2を争うほど健全な財政状況となっていますし、2点目の町の人口や子供の数についても増加傾向にあります。

本日、西日本新聞を見てもみますと、大刀洗町の人口が過去最高の1万5,686人になったと。特に子育て世帯の転入が増加していると、そういった報道があったところで、やはり増えているのかなと思っております。

3点目の新しい事業にも積極的に挑戦する職員が増えている点につきましては、住民協議会や枝豆収穫祭、あるいは香港事業など、ユニークな事業に積極的に取り組み、結果として、毎年10億円ものふるさと納税が集まりましたし、あるいは新聞、テレビに取り上げられる魅力的な町となったことから理解できるわけであります。

私も、引き続き新しいことに積極的に挑戦する大刀洗町であってほしいと思いを持っています。

そこで、まず1つ目の質問をします。町長には、今後4年間、町政を運営していただくわけであります。町政運営の基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の質問の町政運営の基本的な考え方について答弁いたします。

地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされており、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとも規定をされており、

このように、効率的な行財政運営に努めながら、住民の福祉の増進を図っていくことが町政運営の基本であり、その際、対話を起点に地域のきずなや、人と人とのつながりを大切にした町政を目指してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに住民の福祉の増進に努めると、最少の経費で最大の効果を上げることは非常に大切なことだと思います。

一番大切なのは、私は、先ほど対話を起点としたという言葉がありましたけども、私も町民との対話というのは非常に重要だと考えています。一昨年ですか、集落ごとに町政報告会が開催されまして、町民からさまざまな意見が出されました。そのときの意見や要望が、本年度、元年度

の予算に多数反映されたということは私も承知しております。ぜひ町民の意見を大切にしたい町政に努めていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問です。町長は選挙期間中、町政の継承・発展を図ることを強調されておりました。町政の継承・発展を図るといのは、イメージ的にはようわかるんですけども、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町政の継承・発展を図るとは、具体的にはどういうことかという質問でございます。

大刀洗町は、安丸町政の3期12年間で大きく前進をいたしております。この間、先ほど議員からも御指摘がありましたように、地方債残高を41億円縮減するとともに、町の基金を14億円積み増しするなど、財政の健全化を図るとともに、日本全体で人口減少や少子高齢化が進展する中、減少傾向にあった本町の人口や子供の数は増加に転じております。先ほど議員が御紹介ありましたように、本年2月末の住民基本台帳上の人口は、13年ぶりに過去最高を更新したところでございます。また、新しい事業にも積極的に挑戦する職員も増加をしております。この流れを止めてはなりません。

このため、これまでの安丸町政の3本柱であった、子育て支援の教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりをはじめ、これまでの安丸町政の政策を継承し、よい政策は伸ばし、改善が必要な政策は改善を繰り返すとともに、本町の10年後、20年後の未来を見据え、防災力の強化や交通弱者対策など、新たな政策にも、地域の皆さんと一緒に考え、取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほども申しましたが、現在の大刀洗町は、県内で1、2を争うほど健全な財政状況となっておりますが、今後、少子高齢化の進展、それから国からの交付金も減少をしてくるんじゃないかと予想されます。そういったことで、厳しい財政状況が続くんじゃないかと思っております。

そういう中で、町長は来年度、小中学生全員へのパソコンの導入に4,900万円、小学校の全てのトイレを洋式化するという事で1億7,600万円という予算を投入すると、説明を先日受けました。そういうことで、教育環境の充実というのはしっかりと図られているということですが。

そのほかにも、町民の健康づくりのための胃の内視鏡検診の導入とか、あるいは町内バスの運行など、予算がきちんとつけられております。

そこで質問なんですけども、健全な財政状況を保ちつつ、積極的に事業を展開するというのは、

かなり難しい面があるのかなと思っております。この点で、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 財政の健全化についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、健全な財政状況を保ちつつ、積極的に事業を展開するというのは、これは難しい面があるというのは、もう御指摘のとおりでございます。

また、少子高齢化の進展に伴いまして、どうしても扶助費、医療とか、福祉にかかる費用は、今後ますます増加をしております。

このため、大刀洗の財政状況は、今後一層厳しくなることが見込まれております。この点、先ほども答弁いたしました但、地方公共団体の役割というのは、住民の福祉の増進を図ることが基本であり、財政の健全化だけが目的ではございません。

しかしながら、一方で、住民の福祉の増進を図る事業を持続していくためにも、将来にわたって続けていくためにも、財政の裏づけは必要でございます。このため、いずれにしましても、住民の福祉の増進を図るため、必要な事業を推進していくことと、財政の健全化の間でバランスをとることが、まさに政治の役割だというふうに認識しております。

今後とも、効率的な行財政運営に努めながら、住民の福祉の増進に努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに言われるとおり、財政を健全化させるのは難しいかもしれんけど、やればできんことはない。しかしながら、それをやると何もできなくなるんで、住民の福祉の向上を図るということが一番の目的ですから、確かにバランスをとりながら、かなり難しいと思いますけど、バランスをとりながらやっていただきたいと思います。

ところで、町長が示されたマニフェストによりまして、先ほどもちょっと出てきましたけど、新しい事業にも積極的に挑戦する職員が増えているということですが、私もそう思っているんですね。これまで多くの職員が、安丸町長とともに、副町長も一緒でしたけども、住民協議会とか、香港事業とか、そういったユニークな事業に積極的に取り組んでこられたわけでございます。

そういう点から考えても、実際に町政を支えているというのは、確かに指導はトップがせないかんけど、そういった支えているのは、私は職員だろうと思っております。職員の働き方によって、町の状況というのは大きく左右されると私は思っております。したがって、働きやすい職場体制にするというのが、今後における中山町長の重要な業務の一つであると思っております。

したがって、1つは、いかにして無理のない体制にするかということですね。2つ目は、残業を抑制するためには、どのような職員配置にするのか。こういった2点について、十分検討する必要があるんじゃないかと思っております。

そこで、まず1つ目の職場体制についての質問ですけれども、本町においては、28人もの職員が所属する課がある反面、2名体制の職場があるということで、職員配置が一部アンバランスな状況にあります。

今回の会計年度任用職員制度の導入に合わせて、職場体制を見直す必要があるんじゃないでしょうか。この点について、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 職場体制の見直しについての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現状では、健康福祉課のことだと思いますけれども、課内の職員数や所掌範囲に大きな差があるところがございます。このため、一番大きな健康福祉課を2つの課に分割する条例改正案を本議会に上程したところございまして、これから簡素で効率的な組織を目指して、今後、必要な係体制の見直し等についても検討をしてみたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 健康福祉課を2つの課に分割する条例案につきましては、先日、課長から説明を受けました。福祉課と健康課の2つの課に分けるということですが、課の見直しも含めまして、役場全体の職場体制が今後どのように変わるのか、関心を持って私も見守っていきたいと思っております。

次に、2つ目の残業を抑制するための職員配置について質問します。

2019年4月に施行された働き方改革に関する法律の柱の一つに、長時間労働の是正があります。働き方改革の中では、時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とし、臨時で特別な事情がある場合でも720時間、月単位では、休日労働含み100時間未満ということに設定されております。

御承知のとおり、本町では毎年のように災害が発生しております。このための残業が増加傾向にあるんじゃないかと私は思っております。本年度の建設の実績でもいいんですけど、災害の発生に伴いどの程度の残業が発生しているのか、わかれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） この質問につきましては、担当課長から答弁をしていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。担当課長。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、勤務時間外の時間について報告いたします。

基本的に、災害発生時は農業災害復旧及び公共施設災害復旧ということで、基本的に建設課のほうで災害復旧に当たっております。

建設課の時間外勤務の時間を申し上げますと、年間平均で、建設課も工務係と管理係とが分か

れておりまして、工務係のほうは基本的に工事の設計及び工事の発注関係を行っておりますので、工務係で申し上げますと、平成30年度が年間平均509時間、月平均42時間でございます。

令和元年度につきましては、2月末現在でございますけれども、工務係の年間の時間外勤務の平均が298時間、月平均が27時間となっております。令和元年度に比べたら、平成30年度のほうが非常に当初の災害も大きかったし、特に、菅野橋等の落橋もございましたので、平成30年度のほうが、非常に時間外勤務は増えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 臨時で、特別な事情がある場合でも720時間と、509時間であれば、その内数ではなっているということですが、結構多いということですね。

災害が発生した場合、こう見てみますと、職員総出で対応されているようでございます。しかしながら、その災害復旧の場合は、特定の課に業務が集中しているような気がいたしております。

災害が発生しますと、どうしても通常業務よりも災害関係の事務を優先せざるを得ないということで、結果的に当該年度の事務が遅れるということになります。

本来の業務に支障が出ていないでしょうか。といいますのは、近年、繰り越し事業がかなり多くなっている課が見られるからであります。災害の発生を想定して、そのための人員を配置する必要があるんじゃないかと思っております。

そこで質問ですが、災害の復旧を担当する課の職員を増員するなど、全体的に職員配置を見直す考えはございませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の職員数についての御質問でございます。

議員、御指摘のとおり、近年、頻発する災害や新たな行政課題の対応には、一定のマンパワーが必要だと、そのように認識をしております。

このため、来年度は早期採用を含め、新たに5名の職員を採用するとともに、防災専門官の増員に必要な予算を計上したところでございます。

一方で、職員数の増員というのは、人件費の増加につながりまして、財政状況を厳しくする、これもまた一方の現実でございます。

このため、住民福祉の増進のため、必要な職員数を確保するというこの点と、定員管理の適正化、この2つの観点から、今後とも効率的な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

なお、4月以降の各課の職員配置につきましては、今の議員の御指摘の点も踏まえて、これまでの各課の残業時間や新年度の新規事業等も総合的に勘案をした上で、各課の執行体制が確保できるように、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） このたびの選挙によって、新しく就任されました中山町長は、財政の健全化や重要施策、あるいは新たに挑戦すべき事項などをマニフェストで示されておりますが、私は住民との対話、人と人のつながりを大切にされた町政を進められるということに、非常に期待をしております。

また一方では、働き方改革にありますように、町政を支えている職員が働きやすい職場にするということも必要であります。

職員の働き方によって、町の状況が大きく左右されます。職員一人一人が働きやすい職場体制にする必要がありますし、残業を縮減するための職員配置の検討も必要であります。

課体制も検討するということでもありますので、少し安心いたしました。

マニフェストに示された重点事項とか、あるいは将来を見据えた新たな対策です、こういったことに取り組むのは当然でありますけれども、早急に職場体制や職員配置の見直しに取り組まれて、引き続き魅力的な大刀洗町として維持発展させること、これが町長が取り組むべき課題であると思っております。しっかりと取り組んでください。

以上をもって、終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。野瀬議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 「2023年への羅針盤」（中山てつしまニフェスト）について
2. 農業集落排水事業について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。議長の許可をいただきましたので、発言通告に従って、順次質問を行ってまいります。

まず、今回の町長選で激戦を制し当選を果たされました中山新町長、おめでとうございます。遅れました。

今後、大刀洗町のかじ取り役として、その重責をしっかりと果たされることを、大いに期待しているところでございます。

そこで第1問目でございますが、今回の選挙戦において策定されております「2023年への羅針盤」（中山てつしまニフェスト）についてお尋ねします。

先ほどの平田議員と少しリンクするところも多々ありますので、大変申し訳ないですけど、よろしく願いをいたします。

まず最初に掲げられておりますのが、財政の健全化と三本柱というのが上げられております。

その1つ目の柱が、先ほどもお話がありました、いわゆる子育て支援と教育環境の充実というふうになっております。

少し具体的に申し上げますと、大堰保育園の建て替えに伴う入所定員の増加、それから、認可外保育施設等を利用する保護者への一部助成、それから、こども医療費助成の対象拡大や病児保育への実施。そして、ALTの増員や英語検定の実施等々が上げられております。

2つ目の柱が町民の健康づくりです。

高齢者の健康づくりとともに、新たに若年者の健康習慣対策、それから、先ほども言われましたが、胃カメラ、胃内視鏡受診の導入及び健診受診率の向上対策などに取り組むというふうになっております。

3つ目の柱が地域づくりで、町民ファシリテーターの育成等にかかわる対話の場づくり、支援などとなっております。

マニフェストには、継続的な施策の充実や新規事業への取り組みなど、多くの施策が盛り込まれております。

こうした施策を実行していくには、一方で、大きな財政負担が伴うものというふうを考えます。

現在、先ほどもお話ありましたように、大刀洗町は財政の弾力性を示す経常収支比率が福岡県下でトップクラスで推移している状況であるというふうにお伺いをしております。

しかしながら、2013年、平成25年では76.2%であったものが、2018年、平成30年では83.5%となっております。ここ5年間で7.3ポイント増加をし、徐々にではありますが、財政の硬直化が進んできているというように私は思っております。

今後、公共施設の老朽化や高齢化による扶助費の増加等が見込まれることから、ますます厳しい財政運営が続くことが予想されるところでございます。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、マニフェストに掲げる三本柱の施策推進には、先ほども申し上げました財政負担、いわゆる財源が必要になると考えますが、一方では、財政の健全化ということを並列的に掲げてございます。

今後、どのような考え方で財政運営を行っていくとされるのか、その所信をお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の質問のマニフェストについて答弁をいたします。

今後の財政運営についての質問でございます。

これまで、大刀洗町では平成18年3月に策定した行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや民間委託等の推進、定員管理の適正化など、効果的な行政運営に取り組むとともに、地域住民との協働を推進し、安丸町政の3期12年間で、地方債残高を41億円縮減する一方、基金を

1 4 億円積み増しするなど、財政の健全化に取り組み、議員御指摘のように財政の弾力性を示す経常収支比率が県下トップクラスで推移するなど、一定の成果を得てきたところでございます。

しかしながら、これも議員が御指摘がありましたように、三本柱に限らず、マニフェストに掲げる各種施策の推進には財源が必要でございます。

そして、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の増加に伴い、今後とも本町の財政状況は、より一層厳しくなることが予想をされております。

これは、先ほど平田議員のところでもお答えしましたが、しかしながら、地方公共団体の役割は、地方自治法に規定されているように、住民の福祉の増進を図ることが基本であり、財政の健全化だけが目的ではございませんが、一方で、住民の福祉の増進を図る事業を持続させるためにも、財政の裏づけは必要なところでございます。

この点、三本柱と財政の健全化について述べさせていただきますと、子育て支援と教育環境の充実というのは、これは、少子化対策や移住定住対策の観点からも、子供の数や人口の増加に寄与する政策だというふうに意識をいたしております。

また、町民の皆様の健康づくり、これについても医療費や介護費用の削減にも寄与する政策と認識しております。

最後に地域づくりにつきましては、どうしても限られた財源と職員だけで多様化する住民ニーズに 대응していくこと、これは、もう困難でございます。

このため、地域の皆様と一緒に地域と行政がそれぞれの役割を認識しながら協働のまちづくりを進めていく、こういうための政策だと認識しております。

この三本柱については、短期的には住民の福祉の増進のために必要な費用、コストでございます。しかしながら、中長期的には、本町の財政の健全化にも寄与していく未来への投資だというふうに認識をしております。

いずれにしましても、住民の福祉の増進を図るため必要な事業を推進していくことと、財政の健全化の間でバランスをとることが、まさに政治の役割だと思っております。

今後とも、効率的な行財政運営に努めながら、住民の福祉の増進に努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりました。再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。財政の健全化を示す指標としては、ほかにもいろいろ指標がございます。

1つは財政力指数というのがあります。これもよくご存じだと思うんですが、これは、同様の町村といいますか、そのレベルで見れば若干低いというふうになっております。これはなぜかというと、多分、自主財源が少ないんだろということだと思えます。

それは、今、町長がお答えになりましたように、子育て支援ですとかいろんなことで、少し安定的な財源を増やしていく、将来に向けてのいろんな施策を打っていくということをお聞きしましたので、ぜひ、そういうこともやっていただきたいし、実質的な公債比率といいますか、それは、大体平均レベルにありますので、それはぜひ、ちょっと維持していただきたいというふうに考えるところでございます。

それと、福祉の増進のために、いろんな事業をバランスをとりながらということでございますので、ぜひとも、もう一度いろんな事業の費用対効果を、もう一回チェックというか洗い直していただいて、やはり不必要とは言いませんけれども、非常にやっぱりプライオリティの高いものから優先順位をつけて、事業のめり張りをきかせながらやっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それで、次に抱えられています重要施策の着実な前進に向けてということがございます。最初に安全安心の確保として、大堰駅踏切の改良というものが上げられておりますし、次に、男女共同参画の推進として、市議会での女性議員比率40%、そして、先ほどもありました福祉の充実として地域福祉地域共生社会の実現に向けての仕組みづくり、それから、最初にありました国道322号バイパス及び通学路の歩道整備の促進等が上げられております。

そして、次に、産業の振興として、非常にやっぱり課題になっています水路等の農業用施設の老朽化対策です。そして、最後が文化財の保護として、今村天主堂の耐震化の推進や文化財の保護活用などとなっております。

これらの事業は、長年の懸案事項でもありますが、その取り組み状況は、いまだ、ちょっと見通せないような状況にあります。しかしながら、地域にとっては喫緊の課題となっております。

なぜ、今まで進まなかったのか、どこに問題点、あるいは課題があるのかなどについては、これまで十分、随分と議論されてきているところでありますので、行政としても十二分にそういう内容は認識されているというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますが、マニフェストに掲げる重要施策の着実な前進のためには、これまでの取り組み方や推進体制を見直し、強化をしていく必要があると考えますが、所信をお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） マニフェストで掲げた施策への取り組み方や推進体制についての御質問でございます。

まず前提といたしまして、大刀洗町のような規模の団体では、全ての行政分野を、例えば久留米市のような大規模の団体と同様の水準で運営していくというのは、これ、非常に難しい点がございます。

特に、専門技術的な知識や経験が必要とされる分野では、小規模団体には一定の限界があるところがございます。

このため本町では、消防、上下水道、ごみ、し尿、葬祭施設などを広域で処理するとともに、行財政改革大綱に基づき、限られた財源及び職員を、より効果的、効率的に活用し、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズ、新たな行政課題に対応していくため、行政の担うべき領域を明確にし、事務事業の整理、合理化を図り、効果的な行政運営に取り組むとともに、地域住民の皆様との協働を推進してきたところがございます。

具体的には、事務事業の見直しや保育所の民営化や学校給食の民間委託、町立診療所の指定管理等、民間委託等の推進、専門的業務の定数外職員の活用など、定数管理の適正化、ワンストップ窓口や就学前から中学校までを一貫して所掌するこども課の設置など、組織機構の再編、そして、職員の人材育成と意識改革に取り組んできたところがございます。

しかしながら、近年頻発する災害でありますとか、新たな行政課題の対応には、一定のマンパワーの確保が必要でございますし、推進体制の見直しも必要なところがございます。

このため、来年度は早期採用を含め新たに5名の職員を採用するほか、防災専門官の増員に必要な予算を計上するとともに、所掌範囲が特に大きい健康福祉課を2つの課に分割する条例改正案を本議会に上程しているところがございます。

いずれにしましても、住民福祉の増進を図るため、今後とも職員の人材育成と能力開発に努めるとともに、効率的、効果的な行政運営を目指して各種事務事業や組織体制の見直しを繰り返していくことが必要だと認識をいたしております。

その際、どうしても役場の職員だけでは一定の限界がございます。地域の皆様の知恵や力をおかりしながら、重要施策を着実に前進させていきたいと考えております。

どうか議員各位にも御理解とお力添えをいただきますように、改めてお願いを申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まさに、私も同じように考えておるわけでございますが、いろんな課題が、いわゆる大刀洗町だけではどうにもならないというものが、むしろそっちのほうが多いのかなというように感じております。

いわゆる国であったり県であったり、あるいはそれに関係する機関であったりとうまく協議、調整をやりながら進めるというのは大事なことでございます。それには、今、町長もお答えになりましたように、行政とか議会とか地域住民が、やっぱり一体となって訴えていくことが必要だと思います。

それとあわせて、やはり大刀洗町の、先ほども申しましたかじ取り役として、町長の強いリーダーシップを発揮していただいて、そういう国県市関係機関等への働きかけを強くしていただき

たいということをお願いしたいと思います。

次に、10年後、20年後の未来を見据え新たな挑戦として5つの取り組みが上げられています。

1つ目が、防災力の強化でございます。

その中には、大刀洗川、陣屋川の整備の促進、あるいは新規に機能別消防分団の設立、それから、内排水用ポンプの配備などの施策が上げられています。

特に、私の大堰地区は、毎年浸水被害に見舞われているような状況にございますので、ぜひ、早急な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、2つ目が交通弱者対策でございます。

高齢者が非常に増加する中で、病院や買い物など、日常生活の移動手段などを確保していくというのが非常に難しい課題であります。

これにまた、新たに挑戦をするということでございますので、ぜひ、地域住民にとっては本当に差し迫った課題でありますので、お願いしたいと思います。

次、3つ目が地産地消の推進や町外からの人の呼び込みなどによる、地域で経済が循環する仕組みづくりということで、これ、ちょっと私、よく考えもしなかったことですがけれども、なるほどなどと思って読みました。

次に、4つ目が担い手の確保の取り組みが上げられています。

いわゆる農業の後継者、新規就労者の確保をいかにしていくかという、やっぱり難しい課題でございます。

そして、5つ目が空き家対策の強化でございます。

空き家の適正管理や危険家屋対策は、地域住民にとっての安全安心な暮らしにとって重要な課題となっております。

そこでお尋ねをいたしますが、マニフェストに掲げる新たな挑戦の5つの課題は、それぞれについて、今までにも問題視され議論も行われてきた重要な課題でもありますが、いまだ、その道筋すらも見通せない状況にあります。

今後、個々の課題についてどのような方針で取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） マニフェストで掲げた課題への取り組み方針についての御質問でございます。

議員、御指摘のとおり、マニフェストに掲げた新たな挑戦の5つの課題は、これまでも問題視され、議論も行われてまいりましたけれども、いまだ、その道筋すら見通せていない大きな課題だと認識をいたしております。

そして、これらの課題は、どうしても行政だけで解決することが非常に困難な課題でございます。課題解決のためには地域の皆様がこれらの課題を自分ごととして考え、取り組んでいただくことが必要不可欠と考えております。

このため、なかなか即効性のある解決策を見出すというのは、難しいだろうと思っております。しかしながら、だからこそ、これからの10年後、20年後の未来を見据え、今、これらの課題に取り組んでいくことが必要だと考えております。

一方で、役場の職員はどうしても目の前の業務の処理に追われまして、将来的な必要性は理解しても、なかなか新たな事業に取り組むことには二の足を踏むというのが現実でございます。

このため、今後、これらの課題に取り組んでいくんだという、そういう決意を地域の皆様にも、あるいは役場の職員にも目に見える形で伝えるために、今回、マニフェストに掲げたところでございます。

いずれにしましても、今後、地域の皆様と対話を繰り返しながら、これらの課題に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。特に、防災とか減災については、ハード面の施策に加えて、先ほども答弁ありましたように、自主防災などの充実、これはやっぱり行政と住民が一体となったソフト面での取り組みが重要というふうに考えます。

そして、今後とも町民ニーズを踏まえ、マニフェストの実現に向けた施策の推進に大きく期待するところではございます。

先ほども答弁いただきましたが、いわゆる対内的には、平田議員の質問にも答えられましたけれども、やはり風通しのよい職場づくり、そういった環境づくり、あるいは組織体制の強化ですとか、職員のスキルアップと申しますか、そういうことにも大いに力を入れていただきたいと思っております。

それと、このマニフェスト、職員の皆様方も読まれたと思うんですけど、やはり、首長がどっちの方向を向いているのかというのは、このマニフェストをきちっと読んでいただいて、酌み取っていただいて、いろんな施策の立案とか、あるいは実施に役立てていただきたいというように思います。

これで、1問目を終わります。

続きまして、2問目の農業集落排水事業について質問をいたします。

農水省の資料によりますと、ちょっと古いんですが、農業集落排水施設は昭和48年の農村総合整備モデル事業の一つの行使として整備を開始し、平成26年度末時点で、全国で約900市町村で約5,100施設が共用されている状況にある。

そして、新規事業、新規の着手地区数は、平成7年の474地区をピークに減少し、近年は更新整備地区が増加しているというような状況にあるというふうに記載をされております。

また、今後は老朽化施設が急増し、更新需要が高まるとともに、人口減少等により市町村の財政負担が増加するなど、施設の管理運営が困難となる場合が想定されるというふうに記載をされています。

このため、近年は農業集落排水施設の統合等が増加傾向にあり、平成26年度末までに、農業集落排水施設の統合は124地区、公共下水道への接続は194地区で実施されているというふうにあります。

大刀洗町においては、農業集落排水で建設された施設が2地区あります。農業集落排水施設の供用開始年と施設の耐用年数、これはどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の農業集落排水事業について答弁をいたします。

農業排水施設の供用開始年と施設の耐用年数についての質問でございます。

大堰処理場の供用開始が平成7年の9月、栄田処理場が平成8年の4月となっております。

次に、施設の耐用年数についてですが、個々の施設の稼働状況等によりまして差がございますので、一律にこの施設の耐用年数があと何年だというのを回答するのは困難な状況でございますけれども、例えば財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、下水道管渠及び処理施設が50年、鉄筋コンクリートづくりの建物が38年、ポンプ設備が20年とされているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 供用開始から二十五、六年ですか、そのくらいになると思います。

それで、大きな施設とすれば建物、処理場の建物ですね、それが38年というふうに減価償却の規定となっております。それと、ポンプの設備が20年ですから、もう耐用年数過ぎている。これは、多分、修繕をしながら維持していつてあるんだろうというように思います。

どうしても、こういった機械とか電気設備の修理が、やっぱりだんだん多くなってくるんではないかなというように思います。

そういった、いわゆる対処療法的な維持管理から、計画的維持管理へと移行していく必要があるのではないかとこのように、私は思っております。

一気に施設更新することは難しいことから、他の自治体ではアセットマネジメントと言われるような手法を用いて、長寿命化や更新費の平準化、そういうことに取り組んでいる状況にあります。

そこで、大刀洗町では、大刀洗町下水道事業経営戦略が平成29年3月に策定をされております。

す。

そこでお尋ねをいたしますが、大刀洗町下水道事業経営戦略の中で、ストックマネジメント計画を策定し、更新費用の平準化を図るとあります。また、平成29年3月の定例会においても、同様の答弁がなされておりますが、計画策定の検討状況はどうなっているのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） スtockマネジメント計画等の策定状況についての御質問でございます。

今年度、農業集落排水事業における管路や処理場等の施設を、目視や計測で劣化状況を把握し、点検結果及び健全度評価を取りまとめる機能診断調査を実施するとともに、この結果をもとに施設の重要度や経済性を踏まえて、管理水準の設定、施設の劣化の予測、対策工法や実施時期の検討、40年間の機能保全コストの算定及び比較を行い、各施設の機能保全計画を作成し、予算平準化や施設の重要度等を勘案しながら、最適な10年間の年次計画である最適整備構想を策定することとしております。

現在、管路や処理場等の施設調査はほぼ完了しておりまして、今、取りまとめをしているところでございます。

来年度は、この最適化構想を踏まえて、機能強化事業計画を策定し、更新費用等の算出をする予定としております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 通告にちょっと入っていなかったら、申し訳ないけれども、わかれば、ちょっと答弁していただきたいと思います。

29年3月、先ほど申しました29年3月の定例会で、その答弁の中に下水道基金については、下水道事業を当初実施した際には10億円ありましたと。あった基金を事業完了までに、ほぼ使用しましたということで、これを踏まえて今後の更新などに係る費用について、15億円を目標に年間5,000万円を積み立てているというような答弁になっております。

そこで、この下水道施設整備基金の積み立ての開始の時期と、現在の基金残高があると思うんですが、わかればお伺いします。なければ……。

○議長（安丸眞一郎） 大丈夫ですか、執行部のほうは。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

下水道整備基金の積み立て状況についての御質問でございますけれども、近年、平成25年から大規模な積み立てを開始しておりまして、平成25年が7,000万円、平成26年度に5,000万円、平成27年度に8,000万円、平成28年度が若干少なくございまして700万円程度でございます。平成29年度が6,800万円、平成30年度が5,300万円の積み立て

をしておりまして、平成30年度末での基金残高につきましては3億6,600万円余となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） これ、たしか条例は平成3年ぐらいに基金条例みたいなのができていますので、しばらくはそのままになって、今の答弁からすれば25年から、やはり5,000万円程度は積み立ててきているんだということで、それから15年ぐらいすれば、目標額には達するのかわかりませんので、以後、よろしくお願ひしたいと思います。申し訳ありません。

冒頭で述べましたように、農業集落排水施設においては、施設の統合や下水道、公共下水道への接続といったことが実施されております。

本町の農業集落排水事業の主要施策報告書においても、水処理センターやマンホールポンプ場及び管渠の経年劣化による維持管理費の増大が予想されると。

維持管理費の縮減、平準化、及び将来的には公共下水道への接続も検討し、コスト管理を徹底して行う必要があるというふうに記載をされております。

そこでお尋ねしますが農業排水、農業集落排水施設の公共下水道への接続については、将来、接続する場合の問題点あるいは課題等を早急に調査検討を行い、その結果を踏まえて維持管理を行っていくことが重要だというふうに私は考えますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農業集落排水施設の公共下水道への接続についての御質問でございます。

町内における汚水処理方法の基本方針につきましては、平成28年度に汚水処理施設整備構想を策定し、建物や管路など、償却期間が到来していない分の国庫補助金の返還や起債の一括返還などを考慮しても、維持管理費の観点からは、公共下水道への接続が望ましいというふうに結論をつけているところでございます。

一方で、公共下水道への接続には、新たな管路やポンプ施設の建設、あるいは既存施設の撤去に要する費用、このような費用負担が生じるところでございますし、接続先の流域下水道の処理場、本町の場合は福童浄化センターですが、その地元住民の接続に対する理解を得る必要がある。

そのほかにも、現施設の跡利用の検討であるとか、県の流域下水道計画との調整及び接続許可の協議、合特法に基づく一般廃棄物収集事業者との調整などの課題もあるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） やはり、今、まさに答弁の中にもありましたように、いわゆる公共下水道に単につなげばいいという話だけではないんですね。

多分、流域下水ですから、県との協議も要りますし、どこにどういうふうに接続するのかというような技術的な話と、それと、先ほども答弁にありましたように受け入れ先の状況を、しっかりとやっぱり把握していないと、なかなか難しいと。

いろんなものを読みますと、やはり、こういう集落排水についての接続が、その5年、10年で終わっていないんです。

そういう接続に当たっては、もう本当、10年、20年というスパンでやっていかないと、なかなかうまくいかないという状況が続いているのが、多くの自治体であります。

ぜひ、今、答弁の中にもありましたような課題をしっかりと踏まえて、手続的にどういう課題があつて、技術的な課題がどういうものがあつて、大体いつごろ、それを着手すればバランスがとれるといたしますか、そういう補助金等々の関係も、起債の返還も特に出てくると思いますので、そこら辺をうまく考えられて、スムーズな接続に移行できるというような状況をつくり出していきたいというようなことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で、10時40分から再開いたします。

休憩 午前10時25分

.....

再開 午前10時40分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、9番、古賀世章議員、発言席からお願いします。古賀議員。

9番 古賀 世章議員 質問事項

1. 大刀洗校区巡回バスの継続的な運行について
2. コミュニティースクールの取り組みについて

○議員（9番 古賀 世章） 議席番号9番、古賀世章でございます。議長の発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、住民主体の住みよいまちづくりを目指してという観点から、大きく2点について質問を行います。

1つは、大刀洗校区巡回バスの継続的な運行についてと、もう一つはコミュニティースクールの取り組みについてでございます。

なお、質問は大項目ごとに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目の質問でございますが、現在、大刀洗校区では、御承知のように地域の方々の総意で校区巡回バスを運行しております。

平成24年度より検討を重ねてまいりまして、過去2回の試行運転を行い、平成29年度より運行を開始いたしまして、現在に至っております。

おかげさまで、御利用者の方も、運行を始めたころは1月に80名程度でございましたが、昨今では、多いときで180名を上回るようになっております。

御利用していただいている方からは、安心して買い物や病院に行けるなど、ありがたいお言葉も多数いただいております。

一方、バスの運行に際しましては、大刀洗町のほうからは車両の提供でありますとか燃料の面倒などを行っていただき、運営面でもありがたく感謝をしておるところでございます。

このような事業を、大刀洗校区では独自に、既に2年以上続けて運営しておるわけですが、今後も地域の宝として継続していく計画でございます。

この点についてどうお考えか、まず、町長の御見解をお願いしたいと思います。

次いで、校区巡回バスの事業継続のために、振興補助みたいな支援をお願いできないかと御質問をさせていただきます。

この事業を継続していくためには、校区センターの管理運営の面の財源に課題がございます。

バス事業経費は管理運営委員会の予算で賄っておりまして、その額が平成30年度が約43万円、本年度が、見込みではございますが35万円程度になると予測されます。

管理運営委員会の年度末決算におきまして、残念ながら、平成30年度は10万円のレッドインク、赤字でありまして、本年度も同様に赤字になる見込みであります。

経費削減に向けまして努力はしておりますが、なかなかこの赤字解消の目処が立たないということで、苦慮しております。費用面でも御支援いただけないか、御見解をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員、質問の大刀洗校区巡回バスの継続的な運行について答弁をいたします。

まず、校区巡回バスへの町の見解についての質問でございます。

大刀洗町は、近隣に大規模な商業施設や医療機関も多く、車を運転される方にとっては便利な地域ですけれども、車を運転されなくなった高齢者の皆様にとっては、通院や買い物への移動手段の確保は切実な問題でございます。

この点、大刀洗校区では、平成25年と27年の2度の試行運転を経て、平成29年12月から校区巡回バスの取り組みを本格稼働されているところでございます。

その際、大刀洗校区では、南部コミュニティーセンターの地域づくり部会を中心に、先進地視察や調査研究を重ね、運転計画の作成と試行、そして試行での問題点や課題を次の運行計画にフ

ードバックすることを通じて、利用者も年々増加していると承っております。

このように、地域の課題を自分たちの地域の力で解決しようとするこの大刀洗校区の校区巡回バスの取り組みは、これからの地域づくりを考える上でも大変参考になる、とても貴重で大切な取り組みだというふうに認識をいたしております。

次に、バス運行事業継続のための振興補助についての御質問でございます。

大刀洗校区の校区巡回バスの運行では、現在、町から運行車両を貸与するとともに、車両に係る保険等や燃料代を町が負担する一方で、それを運転する運転手の皆さんの確保は校区のほうにお願いをしているところでございます。

事業継続のための振興補助につきましては、来年度実施する予定の町内を回る巡回バス、この社会実験の結果であるとか、あるいは地域の皆様との協議を踏まえて、これから、町の交通弱者対策のあり方を総合的に検討する中で、今後の校区巡回バスへの補助のあり方もあわせて検討をしてみたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。古賀議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御回答、ありがとうございました。

引き続き同じ質問でございますが、切り口をかえて御質問をいたします。

中山新町長のマニフェストであります「2023年への羅針盤」、先ほどからもお話があったかと思いますが、この中で、新しい挑戦として交通弱者対策ということが大きく謳っております。

先ほど、町長のほうから少し答弁があったかと思いますが、車を運転されない高齢者の方にとって、通院とか、あるいは買い物などの移動手段の確保は切実な問題であります。

幸いに中山町長の方針では、町内全域での地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能で効率的な方策を検討し、取り組んでいくとおっしゃっております。この具現化に向けては大いに期待し、協力を惜しまない者の一人でございます。

ただ問題は、令和2年度の秋ごろから試行運転を開始されるというふうに聞いておるんですが、実際の運行開始が、まだ見通せないということです。

仮にうまくいったとしても、「年内の運行開始は非常に厳しいんじゃないか」ということが懸念されます。

また、下手をすると開始までに2年、あるいは3年を費やす可能性もあるではないかというところが心配でございます。

もちろん町といたしましても、最大限の努力はされるものと期待はしておりますが、この間も大刀洗校区では、校区巡回バスを運行いたします。経費は当然発生いたしますが、この点を踏まえて、再度助成をお願いできないかということをお願いしたいんですが、御回答をお願いいたし

ます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

大刀洗校区の校区巡回バスへの新年度からの助成の拡大をお願いしたいという質問でございます。

繰り返しの答弁になりますけれども、まずは来年度実施を予定している町内を巡回するようなバスの試行というか、社会実験を踏まえて令和3年度以降、どういうふうに町内の交通弱者対策を取り組んでいくかということを検討する中で、今の大刀洗校区に対する校区巡回バスへの増額についても検討をさせていただきたいと思っております。

議員、御指摘のように、まだ運行計画がなかなか秋口なり何なりとういうことではっきり決まっていないのではないかというふうな御指摘だったかと思えます。

この社会実験に際しては、私、2点ほど留意する点があると認識しております。

1点目は、今の大刀洗校区で運行いただいている校区巡回バスとの関係でございます。

仮に、町が全面的に、前面に出て、その町内を循環するようなバスを運行するようなことになった場合に、せっかく、これまで大刀洗校区のほうで自分ごととして運行してきたバスの取り組みが、「もう町がするんだったら、じゃあやらなくていいじゃないか」と、そういうふうになるのを、それはちょっと、すごく惜しいというか、本末転倒ではないかなというふうな気もしております。

ですから、まずは大刀洗校区の皆さんと今後の町内の、そういう交通弱者対策を進めるに当たって、その整理をどうするのかというのを先行して対話させていただきたいと思っております。

もう一点は、なかなかあれなんですけど、公共交通っていったときに、タクシーの兼ね合いも出てまいります。

今、なかなか西鉄タクシーさんが、もう町内での届け出をやめたとか、いろいろ難しくなっておりますけれども、タクシーも公共交通の一つでございまして、町がやることに伴って、そのタクシーが撤退するようなことになれば、それはそれで本末転倒だろうというふうに思っております。そういう点も含めて、交通事業者との協議であるとか、あるいは、やっぱり利用者に活用してもらわなければ意味がないわけでございますので、そうしたときに、小都市等でやられているような費用を負担してもらってのコミュニティーバスがいいのか、あるいは、今、大刀洗校区でやられているような費用負担がないところの福祉バスのような取り扱いがいいのか、そういうところも社会実験の結果を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

ですから、もう少しお時間をいただければと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 古賀議員。

○議員（9番 古賀 世章） ありがとうございます。

ただ、「もう少し時間をください」と言われましても、なかなか赤字が3年も続くと、一般の会社なら、大体、社長は首で、計画は頓挫するというんですか、そういう状況にあるわけですから、このままいけば、「ちょっと厳しいのかな」というのも現状でございます。

こういったところで、全額とは言いませんけれども、半額でも、あるいは新年度予算に組み込めないならば補正でも組もうかとか、例えばです。そういう御検討はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

まずは大刀洗校区と、先ほど言いましたように、公共交通のあり方をどうするのかというのを協議をさせていただく中で、じゃあ、来年度の運行補助をどうするべきかということも含めて検討をさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 古賀議員。

○議員（9番 古賀 世章） 町長のほうから、心強い前向きな御返答をいただきまして、ありがとうございます。

ぜひ、これを実施する前に、地域の皆さんといろんな課題とかやり方とか、こういう計画を話していただいて、本当に早く地域住民の方に喜ばれるように進めていただきたいというふうに思っています。

これで、1番目の質問は終わります。

次に、2番目の御質問でございますが、コミュニティースクールの取り組みにということでございます。

現在、各校区で取り組まれておりますコミュニティースクールにつきまして、教育長に問うものであります。

現在、大刀洗町のコミュニティースクールにつきましては、平成29年度よりスタートとした4つの小学校と、その2年前に活動を始めた中学校の5つ、5グループがあるというふうに認識をしております。

それぞれコミュニティースクールの運営協議会では、各学校長の方針に基づきまして、地域や校風を生かした活発な取り組みや活動がなされているというふうに理解をしております。

そこで、第1番目の質問は、まず、この3カ年間が経過した現在の課題、それから、それに対する取り組みなどについてお聞かせをいただきたいというふうに考えます。

また、コミュニティー活動を、今後、地域に根づかせ定着させていくためには、地域の方々の御理解と御協力、そして御支援が極めて重要だというふうに考えますが、ただこの点で、各校区

とも大変苦勞されているようでございます。

各校区では、コミュニティースクールの知名度や周知度を高めるために、口コミを含めた宣伝でありますとか教宣活動、これも活発に行われておるといふふうに聞いております。

例えば、行事などへの参加協力御案内や校区コミュニティーだより、それから活動動画などを作成されるなど、工夫を凝らしているところもあります。

このような活動や取り組みを進めれば、ある程度の費用が必要になりますが、現在は5つの団体で計5万円と、1団体当たりに見てみますと1万円ということになります。

予算枠が存在する以上、予算内に収める必要がありまして、コミュニティースクールでは、この点を大変御苦勞されているということも耳にしております。

こんな状況では、メンバーのやる気も士気も低下するのではないかというふうに考えます。

現場の状況を十分に御認識され、増額の御検討をお願いしたい、教育長、あわせて御回答お願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それではお答えします。

まず、お答えする前に、古賀議員さんを初め、コミュニティースクールにつきましては、地域の方々の大変な御協力をいただきまして、この3年間、一生懸命やっただきまして、当初の目的を十二分に達成しているんじゃないかと思えます。改めて、この場をお借りしてお礼を申し上げたいというふうに思えます。

3年経過した時点での現在の課題と今後の取り組みについてお尋ねです。

課題といたしましては、地域住民等に対する積極的な情報提供があるかというふうに思っております。3カ年計画し、それぞれの校区で学校と地域の連携協働した取り組みが充実してまいりました。

しかし、その取り組みが地域住民の方々や保護者に周知されていないというのが現状であります。

今後の取り組みといたしましては、各学校のPTA総会や保護者説明会等で活動の様子を報告したり、学校だよりや町の広報等で、地域に学校情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

また、地域とともにある学校づくりのキーワードは協働でございまして、地域学校協働活動というのが、これからの先の充実した目標になるかと思えます。

現在は学校運営協議会と学校とが非常に連携をいたしまして、そのあたりは充実しておりますけれども、もう一歩進めていくためには、地域学校協働本部などの設置が必要になる時点が来るかもしれないなというふうに思っているところであります。

次に、地域コミュニティー活性化に向けた活動補助の総額についてでございますが、地域コミュニティー活性化に向けた補助活動の総額につきましては、現在、消耗品費として予算化しておりますが、私たちの努力不足もありまして十分でないというふうに、御指摘のとおりだというふうに思っております。

今後、各学校で活性化していく中で必要な活動等を支援するための予算を検討していきたいというふうに考えておりますが、現在、当初予算ではご覧になったとおりの予算総額になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御回答ありがとうございます。前向きに御検討いただくということで、非常に嬉しく思っております。

また、私も3年間、コミュニティースクールやらせていただいたんですけども、なかなか、先ほども申しましたように、情報がなかなか地域の方に伝わっていないということが大きな課題でございました。

町長のマニフェストにもあったかと思うんですが、子育てと子育て支援と教育環境の充実、この中で、トークフォークダンスなどの大人と子供の対話づくりの場を通じてコミュニティースクールの充実に取り組みますと、力強い決意がございます。やはり、こういうことでございますので、先ほど、当初予算には入れていないとおっしゃいましたけれども、ぜひ何らかの形をお願いをしたいと。

やはり、繰り返しますけれども、「1校区1万円じゃ新聞代にもならん」って言うと怒られますけれども、あるところは動画をつくったり、PTAとかでそれを見せたりして、いろんな活動をやっているわけです。

ですから、やっぱりそういうところも踏まえてお願いをしたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 古賀議員さんの御指摘のとおりだというふうに思います。

私も、コミュニティースクールの皆さん方の会議に出させていただいておりますが、いわば手弁当に近いような形でDVDを作ったりとか、あるいは広報誌を作ったりとか、本当に頭の下がる思いで、地域のために御活躍をいただいていることに対しては、本当にありがたいというふうに思っております。

これを財政面でどれだけ支援できるか、あるいは今後の方向として、どのような形に持っていくのかというようなことも含めまして、当初ではご覧のとおりでございますけど、今後の予算の

支援につきましては、さらに検討を続けてまいりたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） 古賀議員。

○議員（9番 古賀 世章） ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、子育て支援と教育環境の充実、これは待ったなしの課題ではないかと思ひます。

そのための地域住民の活動にも、やはり御理解をいただきて参加していただくというふうなことで考えております。

また、教育長からも前向きに進めるというありがたい御返事もいただきましたので、今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安丸眞一郎） これで、古賀世章議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願ひします。なお、隠塚議員より資料配付の申し出がっておりますので、許可します。

それでは、2番、隠塚春子議員、発言席からお願ひします。隠塚議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 男女共同参画社会の実現に向けて
2. 学校・指定避難所の設備について

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚春子です。議長の許可を得ましたので、通告に従って、男女共同参画社会の実現に向けてと、学校及び指定避難所の設備について、小項目ごとに質問させていただきます。

現在は解散してしまいましたが、私は、大刀洗町の男女共同参画を推進する任意団体もちのきの会のメンバーでした。

年に1度の講演会を開催した折に、当時、副町長でありました中山町長に御挨拶をいただきました。もちのきの会で、もう少し詳しくお話をいただきたい、できるなら公開学習会にしたいと考えておりましたが、実現できず残念に思っております。

平成11年、国において男女共同参画基本法が施行され、安丸町長就任2年後の平成22年、大刀洗町男女共同参画推進条例が制定され、その後、2度の基本計画も作られました。

男女共同参画社会の実現は、少子化が進む中で人権を尊重しつつ個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっており、男女共同参画基本法の前文にあります。

昨年発表されたジェンダーギャップ指数は、日本は153カ国中121位と前年の111位か

らランクが下がり、報道で取り上げられたのは記憶に新しいところでもあります。

ランクが低い要因として上げられるのが、審議会及び委員会での女性の登用率と女性議員の少なさです。

県のホームページによりますと、平成30年度の福岡県の登用率は40.8%、県内の市町村の女性の平均登用率は32.1%、大刀洗町では21.9%と前年から4.9ポイント下回りました。割合が高かったのは平成27年35.5%でした。

町長のマニフェストには、審議会での女性比率40%とあります。そこでお伺いいたします。

県が取りまとめた各市町村の登用率が間もなく公表される時期だと思います。本年度、県へ報告された登用率をお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員の御質問の男女共同参画社会の実現のための取り組みについて答弁いたします。審議会等の登用率についての御質問でございます。

その前に、まず、これまでのもちのきの会の活動に対して、改めて感謝をし、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

本年度4月1日現在における女性の登用率は、審議会が26.9%、委員会が20.6%、審議会、委員会合わせると25.7%となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 昨年からすると、少しだけ上がったということで、大変喜ばしいと思っております。

さまざまな上がった要因、わずかではありますけれども上がった要因があると思うんですが、主な要因としては何が上げられるとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

女性登用率が、若干数値が上がりました件に関しましては、やはり、男女共同参画の観点から、皆さん選出していただいている結果かと考えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ありがとうございます。

では、次の②にまいります。

地方自治法180条の5及び地方自治法202条の3に基づく対象となる審議会は幾つあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 対象となる審議会、委員会の数についての御質問でございます。

対象となる審議会の数は15、委員会の数は5となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） それでは、その各審議会の定数の合計と、そのうちの女性委員の人数をお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 審議会の合計が、全部で145名でございます。女性が、そのうち39名、委員会が34名中7名となっております。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では、その審議会の中で、女性がいない審議会は幾つ、あるいは定数の25%以下の審議会、委員会は幾つありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） まず、女性委員がいない審議会が2つ。20%以下の審議会が、その2つを含めて6審議会ございます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 内閣府は、「2030」と銘打って、女性の登用率を、本年2020年度中に30%とする目標を掲げております。

町長のマニフェストにあります審議会での女性登用率40%を達成する目標年度は設定していらっしゃいますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） マニフェストの達成目標年度についての御質問でございます。

マニフェストでございますので、首長の在任期間中の目標でございます。ですから、令和5年度までに40%を達成したいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 人の出入りとかがあるので、なかなか難しいとは思いますが、その任期中の達成のための具体的な策をお聞かせいただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 達成のための具体策についての御質問でございます。

審議会や委員会の委員の選出に当たっては、選挙によるもの、各種団体からの推薦によるもの、公募で選出するものがあるところでございます。

このうち、選挙で選出される委員については、選挙の性質上、行政のほうから働きかけるというのがなかなか難しい面もございますが、根本的には女性自身が挑戦しようという意識を持って、

それを周りの地域のほうが応援しようという、そういう意識を持つことが、極めて大切だと認識いたしております。このため、女性リーダーの育成や男女共同参画の啓発に、これからも努めてまいります。

また、各種団体からの推薦に基づき選出いただいている委員につきましては、改選時に女性の委員を推薦いただくように各種団体に依頼するとともに、公募委員については、なるべく女性を選任するように努めてまいります。

なお、議員、御承知だと思いますが、住民協議会というのがあります。住民協議会につきましては、これは、男女の比率が同数となりますように委員の選出を行っております、この男女共同参画推進の観点からは、いわば理想的な運用を行っているところでございます。

ただし、この委員の任期が、毎年、単年度単年度でやっていますんで、基準日、県に報告する基準日は4月1日をまたいだ任期になっていないことから、この住民協議会の委員というのは、条例に基づく正式な附属機関にもかかわらず、この女性の登用率には含まれていないところでございまして、今後、この住民協議会の委員の任期の運用については、見直しをしていきたいと思っております。

なお、選挙管理委員や人権擁護委員など、議会で推薦をいただいている委員もございまして。男女共同参画を推進する観点から、ぜひ女性の委員を推薦いただきますように、議員各位によりしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに女性の農業委員さんとかを推薦とか選ぶとかいうときにも、行政のほうから女性を推薦してくださいというお話があって、なかなか女性が手を挙げないという現実があるというのは、私も十分承知をしております。

女性の意識改革ということもとても大事だと思いますし、それに対して周りの許容といいますか、外に出ていくための応援をするという、そういう状況がなかなか難しい地域ということも、十分承知はしておりますが、少しずつ働きかけることで、登用率も当初からすると上がってきておりますので、そこはぜひ、私たちもそうですけれども、行政と議会と一体となってやっていきたいと考えております。

審議会によっては、先ほどの答弁のように男女の比率の隔たりがあります。今、お答えの中の一部にあったと思いますが、人材発掘のためにも、あるいは形として登用率を上げるということをつくっていくのも、一つの方法だと思いますので、そのためのクォーター制を導入するようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） クォーター制についての質問でございます。

審議会や委員会に、一律にクォーター制を導入することは、現行法制上は難しい、困難だと認識をいたしております。

このため、先ほど御紹介いたしました住民協議会におきましては、これまでの委員の就任状況等を勘案いたしまして、例えば今年度を例にとりますと、住民基本台帳から500名を無作為抽出して、「委員になってくれませんか」というのをするんですけども、その際に、女性270名、男性230名を抽出した上で、男女同数の委員構成となるように委員を選出しているところございまして、実質的には、この住民協議会については、クォーター制に近い運用を行っているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、すぐすぐとかいうのは難しいと思いますし、審議会とか委員会の内容によっても違うと思いますが、今、おっしゃったように、形として、制度として導入するのではなくても、そういう導入できるような委員会、審議会を一つ、二つずつ増やしていただければ、女性の登用率というのは上がると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大項目の2でございますが、特にトイレの改修や現状について質問させていただきます。

人は、経済活動、精神活動及び身辺処理活動の3つで成り立つことが必要だと考えております。身辺処理、いろいろありますが、中でも飲食と同時に排泄は重要だと考えております。

学校や校区センターでは、改修が終了したり、あるいは進行中であつたり、これからというところもあります。

学校や校区センターの多目的トイレ、それぞれに表示が異なっております。

例えば菊池小学校、大刀洗中学校では車椅子のマークのみ、南部コミュニティーセンターでは、多目的トイレの表示のみ、大堰校区センターでは、「どなたでも御利用できます」とありまして、その上に車椅子のマークとおむつ交換台のマークがあります。また、改修が終了したばかりの本郷ふれあいセンターは、これも車椅子マークだけであります。

そこで、①ですが、表示の違いに理由はあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員、御質問の学校指定避難所の設備について答弁いたします。

多目的トイレの表示の違いについての御質問でございます。

今、議員から御指摘がありましたように、校区センターでは、大堰交流センター及び本郷ふれあいセンターを除いて、多目的トイレがなかったことから、今年度新たに多目的トイレを整備しているところでございます。

その際、今までは議員御指摘の車椅子のマーク、国際シンボルマーク表示に加えて、「どなたでも御利用できます」というのが、大堰交流センターのほうには書いてあるところです。

今、御指摘の本郷ふれあいセンター他の整備しているところも、多分、今は、「どなたでも御利用できます」というのがテプラかなんかの表示があるんじゃないかなと思っております。

次に、小学校では、現在、菊池小学校を除きまして多目的トイレがないことから、来年度、新たに多目的トイレを整備するとともに、この車椅子のマークと「みんなのトイレ」と表示する予定にしております。

中学校では、現在、多目的トイレに車椅子のマークを表示しておりますが、来年度の小学校のトイレ改修工事にあわせまして、小学校と同様の表示に変更する予定にしております。

この表示の違いの理由につきましては、当初は、これも障害者用トイレとして整備してきたところでございまして、それが時代の変化に伴いまして、LGBTへの対応も含めて、どなたでも利用できる多目的トイレへと役割が変化してきたことに伴って、こういう違いが生じているものと認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 実は菊池小学校とか大刀洗中学校とかは、その改修が終わったばかり、本郷コミュニティーセンターでも終わったばかりなのにとということで、あえて質問させていただきましたが、今、御答弁いただいたような内容に変更されるということで、大変嬉しく思っております。

特に気になりましたのは、おっしゃるように学校での表示です。すぐずぐに表示を変えるというのは、なかなか難しい時間等もあると思いますので、そこで、ちょっと資料をご覧いただきたいのですが、残念ながら写真が間に合っていないくて申し訳ないのですが、ドリームホールの図書館の前にある1階のトイレには、こちらの右側にあります福岡地下鉄の福岡空港駅ですね、そちらの、「こんなになったらいいな」というような写真を添付しておりますけれども、ここまでとはいかなくても、かなり、それに近いような内容の表示になっていることに、つい最近、この資料を出した後に気がついたものですから、「そういう形になればいいな」と、大変喜ばしく思っているところです。

一度、皆さんも、ちょっとチェックを、意外と、ちょっと入ったところにありますので、気づきにくい、場所がです。わかりにくいかと思いますが、見ていただくと、そちらはおむつ交換台も設備されておりますし、そういう意味ではいい形にできていると思います。

スペースの問題もあるかと思いますが、そういう形になるように、ぜひお願いしたいと思っております。

話が戻りますが、済みません。学校の表示の件ですが、前回、教育長からLGBTの方たちへ

は、個別的に配慮しているという答弁をいただきました。

菊池小学校では、当事者を招いて、子供たちがお話を聞くとかいうような取り組みもなされているということを伺いました。しかしながら、今の状態の車椅子のマークのみでは、使用しづらいと思います。

それで、みんなが使えるトイレみたいな形のマークがつく前に、学校の中で先生方に子供たちへ不自由な方が優先だけど、「誰でも使えます」というようなお話をさせていただくということもできるかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 隠塚議員の質問にお答えいたします。

菊池小学校に講師として来ていただいてお話ししていただいている先生は、町の職員の、教職員の皆さんの前でも昨年8月には講演をしていただきまして、来年も続けてしていただくという形になっておりますので、そういったことを踏まえながら、人権意識、人権学習を踏まえて、子どもたちには説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかにありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ぜひ、よろしくをお願いします。

次に、多目的トイレの中の設備について、女性の視点が考慮されたのかということに対して、ちょっと疑問を抱いておりますので、その件について質問させていただきます。

大刀洗中学校の改修が終わったトイレを見ますと、鏡の位置とかが非常に高く、身長が低い私は眉から上しか映りません。また、荷物をかけるフックの位置が非常に高く、170センチの位置にあって、届かない子供たちもいると思います。

また、フックが取り付けられていても、位置が高いところにあるのは、校区センターでも同様です。

本郷ふれあいセンターでは、低いところにもう一つ付けなければならないというようなお話もありました。

それに、中学校の男性用のトイレ、改修が終わったばかりですが、フックが設置されていなくて、教室移動の際に荷物を持っていくときに、トイレの前の廊下に置いているそうです。

また、近くにトイレは設置されていますが、必要だと思われる保健室の前には、多目的トイレが設置されていません。

男女別のトイレは設置されているのに、それを多目的トイレにするべきではなかったのかと改めて思っているところです。

多目的トイレに共通しているのは、荷物を置く棚がない。あるいは、棚らしきものがあったも

狭い、荷物を掛けるためのフックがないということなどです。

多目的トイレは、もともとスペースがありますので、避難者やLGBTの方たちの着替えにも使用できると思います。

また、学校行事に参加する保護者の方たちには、幼いお子さんもいらっしゃいますので、おむつ交換台も学校に必要ではないかと考えます。

このような例が示しますように、女性や、あるいは子供たちの視点が欠けているように考えられます。

まずは、多目的トイレに荷物をおける棚とフックの設置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 多目的トイレの設備に関する御質問でございます。

多目的トイレにつきましては、車椅子での出入りが可能なスペースに加え、手すり、非常呼び出し装置、個室内の手洗い場などを設けておりまして、一部の施設には、おむつの交換台がございますけれども、各施設の設備には、基本的な相違はないと認識をいたしております。

これまで、多目的トイレの整備に際しましては、通常、公共施設に求められる設備を整備しているところでございまして、議員、御指摘の荷物を置くような棚であるとか、フックであるとか、そこら辺の女性なり子供の視点というのは、今後の課題だと認識をいたしております。

どういうふうな整備ができるかというのは、ちょっと、今後検討させていただければと思います。

また、女性の視点ということでございましたので、念のため申し上げますと、本年度の校区センターのトイレの改修、それから来年度の小学校のトイレの改修、これを担当している担当課長及び担当係長は、全て女性でございます。

また、この実施設計等業務委託をしております1級建築士や1級建築施工管理技士も、これも両方とも女性が担当してやっていたいただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 業者の方も女性と聞いて、ちょっとがっかりしているところです。同じ女性でありながら、「気がつかないのかな」というところでございます。

先ほどの棚の件とかフックに関しては、大変な多額な予算措置が必要ではないと思いますので、特にこれから改修されている施設にも、ぜひ、そこはつけていただきたいと思います。

それでですが、今年は中央公民館の改修計画が立てられる予定となっております。前回の答弁では、多目的トイレの設置も改修計画の中に入れたいということでした。

大刀洗町の主な災害は、夏の風水害です。例えばですが、シャワー室を設けて、太鼓の練習の

後などに利用する、そんなときは有料にして設置をするとか、シャワー室を設けた避難所は、全国的にも注目されると思います。

これは、あくまでも一つの案ですが、必要だと思いますのは、先ほども申し上げたように業者任せにするのではなくて、まずは利用者に聞き取りをして、その声を反映させることだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 質問にお答えいたします。

中央公民館の将来構想というか、基本構想についての予算を来年度予算に計上させていただいているところでございます。

これにつきましては、実際の工事の実施設計というよりは、議員、御指摘のように中央公民館、避難所機能もございまして、また、どうしても建った年代のこともございまして、バリアフリー対応になっていないと。

今、本当は生涯学習の拠点施設として求められる機能が十分果たせないような設備になっているということもございまして。

そういう、これからの中央公民館に求められる機能は何なのかというのを、まず来年度検討をして、それを踏まえて設計等に当たっていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 多目的トイレの表示であるとか、荷物をかける棚とか、あるいはフックであるとか、些細なことかもしれませんが、利用者の利便性の向上を考えて、利用者の声が反映された施設改修を期待して、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、8番、東義一議員、発言席からお願いします。東議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 町長のマニフェストの新たな挑戦について

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので、質問通告に沿って、私は町長のマニフェストの新たな挑戦の中で、前町長の町制政策を継承し、大刀洗町の10年後、20年後の未来を見据えての次の対策を、地域の住民と考え、取り組む各々の施策の方向性について、小項目により順次質問させていただきます。

町長のマニフェストにつきましては、今まで他の議員のほうから詳細に質問をされて、また答弁をいただいているところでございますが、私は私なりの質問をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、まず第1番目に防災力の強化についてであります。

町長のほうから、1番は機能別消防団員制度の導入、2番目に校区での防災士の育成支援事業、3番目に防災専門官の増員、それと、4番目に内水排水用のポンプの配備と防災力の施設であります。これらの実現の方向性なり、また方針についてどのようにお考えであるかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員、質問の、マニフェストの新たな挑戦について答弁をいたします。

防災力の強化についての御質問でございます。

大刀洗町では、昨年まで3年連続で数十年に一度の大雨災害に見舞われ、菅野橋の落橋を初め、農地や農業用施設を中心に大きな被害が生じたところでございます。

また、地球温暖化に伴いまして、近年の雨の降り方は、これまでの常識が通用しない頻度や強さで日本各地を襲っているところでございます。そして、このような大規模災害時には、行政の対応だけでは限界があるところでございます。

このため、引き続き筑後川や小石原川、佐田川、大刀洗川、陣屋川の整備を、国県に働きかけるとともに、来年度予算では、まず1つ目として非常時消防費として、新たに消防団員OBや女性団員による機能別分団の設立や、内水排除用のポンプ、救助ボート等の資材整備など、消防団の強化に取り組むこととしております。

また、2つ目といたしまして、災害対策費として防災専門官の増員や校区での防災士の育成の支援に必要な経費を計上いたしております。

3つ目としまして、中央公民館管理費といたしまして、新たに避難所機能等を強化した中央公民館の基本構想の策定など、必要な予算を計上したところでございます。

いずれにしても、町民の皆様の安全安心確保のため、今後とも、ハード・ソフトの両面から防災力の強化に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、東議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の方針等につきましては、ただいま伺いました。

それでは、1番目の機能別消防団員制度の導入という形で、町長のほうから答弁がございましたが、消防団のOB関係という形で答弁いただきましたけど、消防団のOBということですが、現消防団員の方もいらっしゃるし、OBとなれば、こんなことを申し上げたら申し訳ないんですけど、わりかし高齢者的な方もおいでになるかもしれません。

そういったことについての選出というんですか、どういった方を選出してほしいのかというふうな、今、3月でございますし、もう4月から、すぐ実行されると思いますけど、そういった

ところの人員確保について、それと併せて、まだ今年が初めての試みという形でございますが、また来年、再来年というような形で、この機能別消防団員の確保、それは今回の場合は3年願いますとか、随時、そういったふうな繰り越し年度にもなるかと思えますけど、そういったことについてのお考えをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、一問一答でよろしいですか。それでは、東議員の御質問にお答えします。

まず、人員の確保です。

機能別消防団の人員の確保ですけれども、当初、議会でも提案させていただきましたけれども、経験者ということで消防団のOB、しかも私たちが考えているのは、今年度、退団される機械員のOBの方を機能別消防団になってもらえないかということで、各消防団には働きかけをしております。

2点目の継続の件ですけれども、基本的には、そのOBの方が例えば1年なられて、もう1年継続するというのであれば、辞められるところの1年で機能別消防団を辞められるところの団員のほうから上げていただきたいということで考えておりますので、継続して各消防団の退団される機関員、退団される方の推薦を各消防団にお願いしていく形で考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東議員に申し上げておきますけれども、一問一答方式での進め方でいきますので、2つまとめた質問じゃなくてです。そういうことで再質問があれば、よろしく願います。東議員。

○議員（8番 東 義一） 次に行かせてもらいます。

校区での防災士の育成支援事業という形で答弁いただきましたけど、これにつきましての選考基準ですね、各校区から、来年度の予算については各校区2名という形の8名という形で予算計上されておられるかと思えますけど、その選考基準については、何かお考えでございますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災士の育成でございますけれども、町内には4つ、小学校校区がございまして、それぞれの校区に自主防災組織というのが組織をされております。

そこで、町としては、この人ということで指定はせずに、各校区に選考はお任せしたいと思っておりますので、各校区から2名を選考していただいて、防災士の授業料及び試験料を町のほうが負担をしまして、防災士の育成に努めていきたいと考えております。

さらに、プラス1名ということで合計9名考えているんですけれども、もう1名については町内の企業がたくさんありますので、企業のほうからも、もし推薦いただければ、町内の企業のほ

うからも1名を推薦していただいて、企業の中でも防災意識を向上していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。東議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問をさせていただきます。

今、総務課長のほうから育成支援につきましては、受講料とか試験登録料等を町のほうが全額見るといって伺っておりますが、一つ、これについては、私のほうも、ちょっと調べさせていただいたんですけども、これはNPO法人の日本防災士機構が定めたカリキュラムを履行し、資格試験に合格後、消防署などの実施した普通救命講習を終了した者に認定される民間資格という形で、私のほうは把握しておりますけど、その点については承知されておりますかね。それとも、全然違うあれなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 防災士の関係ですね。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災士につきましては、東議員おっしゃるように、民間機関の日本防災士機構というのが発行した資格を有するものという基準になっておりますので、おっしゃっております。

内容につきましても、行政とか消防でするのではなくて、この日本防災士機構が行う教育過程を学習し、資格試験に合格した者が防災士として認定されるという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東議員。

○議員（8番 東 義一） ありがとうございます。

それともう一つ。これは、防災士を取られた方につきましては、3年ごとかなんかの更新関係が発生するというふうに伺っております。

それについても、前後しますけど、来年度に各校区2名と1名と、企業が1名という形ですので、これについては、また再来年もまた継続されるという考え方を、私のほうは周知しておりますが、そういった更新時のときの手数料関係も、町のほうが負担するという形の考えでよろしいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災士育成につきましては、町のほうで約1人頭1万2,000円前後の費用がかかりますので、町としては防災士の資格を取る方につきましては、3年以上やっていただくということを条件に防災士の取得をお願いしているところです。

継続につきましても、一応、3年間していただいて、本人が継続していただけるということであれば、もちろん町のほうで継続に係る費用については補助したいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 続きまして、3番目の防災専門官です。防災危機管理官という形で、現在、当町におきましては1名の防災危機管理官を選任されてありますが、町長のお考えは、また来年もという形で1名増という形ですけど、現在の防災危機管理官、いろんな職務関係で防災関係、町の災害における危機管理関係等の指導なり、また、各校区センターに出向かれて災害関係についての講話というか、講義ということをされたということで聞き及んでおりますが、もう1名増員されるという意図について、よろしかったらお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。防災専門官の増員理由についての御質問でございます。

議員、御承知のように、ここ3年ほど当地域は、本当に数十年に一度の大雨災害に見舞われておりまして、その際、役場の職員だけでは対応できないような状況になっております。

防災専門官の職務内容については、いわゆる平時の何も災害が置いていないときの対応と、有事の災害時の対応と2通りございます。

災害時の、今、役場の現状を申し上げますと、例えば大規模な災害が起こって、数日間、役場のほうに泊まり込みになって災害対応をする場合に、災害対策本部の業務を、今、総務課の消防防災安全係で担っているところがございます。現状では、総務課長とその担当係長と防災専門官3人が交代で休みながらというか、要は24時間対応を何日間も続けられませんので、そこは適時交代しながら対応しているところがございます。

ただ一方で、総務課長の役割というのが、その災害の、兵隊としての役割というよりは、そこは責任者として最終的な指揮命令を行う役割でございます。その24時間対応を含めたローテーションに入れるのは、本来望ましくないと考えております。

そういう面からも、防災専門官がもう1名いれば、そこで、3名で災害時の対応の執行体制の確保ができるものと考えております。

また、防災専門官につきましては、一定、国のほうから交付税措置等もございますので、一般職員をその業務に充てるよりは、費用対効果の面でメリットがあると思いますし、また、新たに任用する方については、久留米広域消防本部で経験のある方を任用する予定にしておりますので、そこはこれまでの自衛隊、あるいは今度、久留米広域消防との人的なつながりによる連携強化等も図れるものと認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。東議員。

○議員（8番 東 義一） 答弁ありがとうございました。次に行きます。

第二に、交通弱者対策についてという形で答弁を求めます。

これにつきましては、古賀議員のほうからも質問をされて、当局からの回答をいただいておりますが、私のほうからもお願いしたいと思います。

高齢者運転免許証自主返納者、あるいは車を運転しない高齢者にとって、通院や買い物の移動手段の確保が大きな問題になっており、こうした状況の中で当町では、先ほど、古賀議員のほうから質問がございました大刀洗校区の有志の方により、校区巡回バスが運行されておられます。

それと、昨年、今村天主堂と久留米市の交通アクセスを充実させているのが現状であります。今後、町内全域で地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能な方策を検討、交通手段の確保対策に取り組むという町長のマニフェストでございますが、先ほども質問にございましたけど、来年度、令和2年度に主要施策等において地域公共交通対策費の新設という形で、町内巡回バス運行実証実験事業が計上されておりますが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、これは費用対効果はもちろんだと思うんですけど、来年度、一応施行されて、次年度にどういった形で実施されるかという実証というんですか、そういったものが見えてくると思いますけど、例えば来年度、いろんな試行して利用者が少なかったと、ある校区では利用者が少なかったと、こっちはわりかし多かったといった場合に、先ほどの町長の答弁のように、町全体を町のほうがコミュニティバスなり、そういった形であるかということ、ちょっと費用対効果的なことも当然頭に置かれると思いますけど、そういったことについて、どこまでということは、ちょっと難しいと思うんですけど、来年度試行されての実証というんですか、実証という、それについては、やはり一般住民に広報なりそういったことで周知されるというお考えはありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 交通弱者対策についての御質問でございます。

議員、御指摘のように、大刀洗町は近隣に大規模商業施設や医療機関も多く、車を運転される方にとっては便利な地域でございますが、車を運転されなくなった高齢者にとっては、通院や買い物への移動手段の確保は、切実な問題でございます。

この点、先ほどからありますように、大刀洗校区では、地域の皆様の力で校区巡回バスが運行されており、今後、町内全域で地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能で効率的な方策を検討していく必要があると考えております。

また、既存の公共交通の維持確保も、これも重要な課題でございます。このため、来年度予算では、地域交通対策費といたしまして、引き続き甘木鉄道への補助や西鉄路線バス基幹路線への運行補助に加え、新たに地域における移動手段を確保するため、地域のほうと協議をしながら、町内を巡回するバスを運行する社会実験を行うこととしております。

また、地方創生事業費といたしまして、引き続き交通事業者や大学と連携して、西鉄路線バス

北野線のラッピングに加え、新たに本郷駅のペイントなど、バスや鉄道の魅力化事業に必要な予算を計上したところでございます。

議員、御指摘の社会実験を踏まえて、じゃあ費用対効果を含めて、今後どういうふうに通弱者対策を進めていくのかという質問でございしますが、これについては、その社会実験の結果を踏まえて、3年度以降どういうふうにするのか、そこは地域の皆様と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 今、町長が答弁いただきました。今後、こういった通弱者対策については、必要不可欠な問題だというふうに考えておりますので、今後また、町長を初め関係課で十分検討されて、常に前向きな視野でお願いしたいと思います。

次に、3番目の地域で経済が循環する仕組みについてという形で御質問申し上げます。

これにつきましても、私自身も、ちょっと頭のほうにすっと入ってこなかったんですけど、町長のマニフェストを拝見していくと、農産物の地元産を小学校や保育園を初め、給食を提供する福祉施設ですね、利用しやすい仕組みがあれば、地域で経済が循環し、現在、当町ではさくら市場やふるさと納税の返礼品、プレミアム付き商品券の発行を通じて、地域での経済循環を応援してきたがという形で、今後、また地産地消を推進し、お金を落とさせていただくため、何が必要であるかという形で、町長のほうは地域で経済が循環する仕組みを検討していくという形でお考えでありますけど、この辺についての、今、町長はこれからいろいろ試行錯誤しながらされていくと思うんですけど、その一つの手法なり方向性というものがあれば、その点、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域で経済が循環する仕組みについての御質問でございします。大刀洗町では、四季折々、おいしい農産物が栽培されておりますけれども、道の駅や大規模な直売所が残念なならないところでございします。

また、町内には小中学校や保育園を初め、給食を提供する福祉施設は数多くございしますけれども、これらの施設が地元の農産物を利用しやすい仕組みがあれば、地域でより経済が循環していくところでございします。

大刀洗町では、これまでも議員御指摘のように、ふるさと納税での返礼品を初め、プレミアム付き商品券の発行やさくら市場などを通じて、地域内での経済循環を応援してきたところでございしますが、今後、より一層、地産地消を推進し、町外からも人を呼び込み、町内でお金を落とさせていただくためには何が必要か、地域で経済が循環する仕組みについて検討をしてまいりたいと思います。

その上で、じゃあ、具体的にどういうふうにやっていくのかというふうな御質問でございます。先ほど来ありましたが、まずは町内のいろんな施設等で、より大刀洗の農産物等が利用できるように、そのためには、やっぱり各施設の栄養士さんなりがメニューを作るときに、これだけのロットの、例えば野菜がこれだけ要りますとかいったときに、それが提供できる仕組み、ここに頼めば、それは町内産が手に入りますよと、確実に手に入りますよと、そういう仕組みが必要なんだろうというふうに思っております。

なので、ここは今後、JAみい等とも協議を重ねながら、どういう仕組みを作れば、あるいはどういうふうに、そういう施設等と、あるいは保育園等をつないでいけば、そういうのができるのか、あるいはもう少し長いスパンでいうと、町外から大刀洗に来て、お金を落としていただく、そのためにはどういう施設なり、やり方があるのか、そこは今後、調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、東議員。

○議員（8番 東 義一） 一つ、夏に枝豆の収穫祭等を町のほうが、担当課長にお聞きすると5年、来年でもう5回目になるんじゃないかならうかという回答をいただいたんですが、枝豆収穫祭も、結構、他市町村から当町のほうに御来町されて、いろいろ反響がいいという形で伺っておりますが、そのときにも枝豆の販売等もされているというふうに思っております。

そういったことも、町長がおっしゃったように経済の循環という形で、そういったことも一つの案ではなかろうかというふうに、私は考えております。

それともう一点が、以前のことで、今はどうかわかりませんが、町内の農家の方がトウモロコシ等を役場庁舎に持ってこられて、「どうでしょうか」というふうな声がかかって、今はどうか知りませんが、以前はかかっておりました。

そういったことも、一つの役場職員だけじゃなくて、一つの住民へのアピールをすれば、そういったふうな経済が循環するんじゃないかならうかという考えも持っておりますけど、その点について、よろしければお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

枝豆収穫祭等のイベント等を通じて、広くおいしい本町の農産物を広くPRする、あるいはその場で農産物が買える、そういうことについては、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

また、役場内でのトウモロコシの販売、確かに4Hクラブ等が栽培されましたトウモロコシ、朝採りのトウモロコシ、本当に非常においしいものを販売いただいております。

そういう本当の旬の野菜を、旬の時期に一番おいしいやり方で食べられれば、改めて地元の農産物に対する愛着であるとか誇りであるとかが、町民の方にも生まれてまいるんだろうと思っ

おります。

議員の御指摘も踏まえて、どういうやり方でいいかを含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 担い手の確保についてという形で上げられておりますが、当町は農業が基幹産業であり、その振興は町政の重要な経済効果をもたらしているというふうに感じております。

現状の農家が抱えている課題と申しますか、そういったものにつきましては、農業従事者の高齢化と後継者の育成という形で伺っております。

こうした中で、今後ますます高齢化社会が深刻な問題となり、農業従事者の減少が見込まれるのではないかと申すように感じております。

こうした現況の中、地域おこし協力隊制度の活用と、新規就農者の確保、育成に取り組むとともに地域での新たな担い手の確保のため、どうすべきか、また、地域の方と考え取り組むとありますが、具体的に難しい問題だとは十分承知しておりますけど、具体的な方向性というものがあれば、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 担い手の確保に対する質問でございます。

議員、御指摘のように、大刀洗町でも農家の減少や高齢化が進むとともに、これまで各種地域活動を支えていただきました皆様の多くが、60代後半から70代であり、将来を見据えた次世代の担い手の確保育成が必要だと認識をいたしております。

このため、来年度予算でも農業経営対策事業費として、時代を担う農業者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業費補助金を計上しているところでございますが、これまでこの制度を利用した農業者は7組10名にとどまっているところでございます。

この点、一方で地域おこし協力隊制度を活用して、新規就農者の確保に取り組んでいる自治体もあるところでございまして、今後、他団体の事例も参考にしながら、新規就農者の確保育成に取り組むとともに、地域での新たな担い手の確保のためにはどうすべきか、地域の皆様と一緒に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、議員、御質問の、じゃあ、具体的にどういうふうに取り組んでいくのかというところでございます。

一つは、他団体で成功しているような事例もありますので、それが何で成功しているのか、そこを調査研究をさせていただくということでございます。

あと、個人的に私が思っているのは、やっぱり何か新しいことに取り組むためには、きっかけと、一緒に取り組む仲間と、それとノウハウが3点セットで提供された場合に、新しい新規就農を含めてチャレンジに挑戦できるのではないかというふうに思っております。

ですから、例えば近隣でいうと北野町とかは、割合、若い農業者の方もいらっしゃいます。身近な成功モデルがあるというのは、すごく大事なことじゃないかなとも思っております。

そういうことも含めて、これから産業課のほうを中心に、どういうふうなやり方をすれば新規就農者が実際に増えていくのか、研究して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） もう一つ、米の交付金制度が二、三年前に廃止されて、遊休農地関係、遊休の遊んでいる農地関係が増加しているというふうに、私自身感じておりますし、耕作放棄地関係も、結構、年々増えているんじゃないかというふうに感じております。

一つは、佐賀県のみやき町関係については、その遊休農地関係について、ソバを植えて、そういった形で遊休土地を有効にしようという考え方等もされてあるということを知っておりますが、そういった遊休農地関係についての対応については、また産業課のほうでいろいろ検討をされるかと思っておりますけど、今後、本当、耕作放棄地とか遊休農地等がどんどん増えていけば、いろんな問題も出てきておりますし、先ほど御質問申し上げました農業関係の後継者等についても、わずかながら影響があるかと思っておりますので、その点も今後、担当課のほうで検討していただきたいというふうに思っております。

次に行きます。第5番目に空き家対策についてでございます。

空き家対策につきましては、従来の議会の中でもいろんな御質問等が出て、執行部のほうもいろんな対策をされて、来年度につきましては、空き家対策関係の取り壊しというんですか、危険度のある空き家につきましては、取り崩す補助金等をという形で、条例の提案等もあっております。

それで一つ、空き家等の数については、この前伺った205件、ABCランクの中で、全体で205件の空き家があるという形で伺っております。

一つ聞くと、私の勉強不足でありますけど、その空き家対策協議会というものは、当町においては存在しているものですか。ちょっと、私、勉強不足で申し訳ないんですけど。その点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 東議員の質問にお答えします。

空き家対策特措法に載っております法定の協議会はありませんが、庁舎内の関係各課でつくる空き家対策推進本部という協議会をつくって、そこで、空き家の内容について話し合いを行っ

ております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長のほうから答弁をいただいたんですけど、庁舎内部での協議会という形なんですけど、一つ言えば、役所関係での考え方と、住民サイドから見た考え方というの出てくるんじゃないかと思えますけど、協議会については、私は設置したがいいとか悪いとかじゃなくて、そういった執行部内でのあれやこれやというんじゃないくて、例えば、区長関係を交えて空き家対策に取り組むという姿勢も必要ではなかろうかというふうな感じもしますけど、その点について、町長、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 空き家対策についての御質問でございます。

議員、御指摘のように、現在ほどの地域でも空き家が増加をいたしております。私も、このたびの選挙で各行政区、それぞれの地域、全部回らせていただきましたけれども、その中で、やっぱり感じたのは、どの行政区においても空き家が増加をしているということでございます。

また、ほっとけば、どんどんその空き家が増えていくんだらうというふうに思っております。このため、空き家対策の充実は、やっぱり喫緊の課題だらうと思っております。

一つは、もう老朽化をして、そこに人が住んでいない危険な空き家の除去というか撤去、これを進めていくということが一つと、もう一つは、空き家の利用を促進すると、使える空き家は再利用していただくと、その面で、両面で取り組んでいくべきだらうと思っております。

その上で、議員、御指摘の区長さん等と一緒にやって取り組んでいくべきではないかと、それはもうおっしゃるとおりでございます。これまでも空き家の調査等では、当初、委託業者に空き家の調査を行っていただいていますけれども、それをもとに区長さんと一緒に住民課の職員が空き家の点検なり、点検というか調査に行っているところでございます。

特に危険な空き家等は、いろんな子供たちの通学路等の問題もございまして、そこは地域の方と一緒にやって、また取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 答弁ありがとうございました。

以上5項目が、町長がマニフェストに掲げている新たな挑戦という形で質問させていただきましたが、私、個人的に町長にお尋ねしたいのは、町長のほうのマニフェストの中でも、日ごろ、副町長の時代から町長になられて、「地域住民の声を引き上げたい」というふうなお考えも伺っておりますし、寄り添う対話が必要不可欠ではなかろうかというふうに思っているわけです。

それで、就任されて1カ月、2カ月ぐらいなんですけど、新年度からさっと、町政懇談会とい

うわけにも、ちょっと難しいんじゃないかならうかと思います。

町長のほうもなられて、いろんな職務、業務関係が多忙であるかと思しますので、その間、4年間、4年間という期限がございますが、その間で町長が町民の意見を聴取したいという考えを常に持っておられますので、各行政区という形では、ちょっと厳しい状態かも知れませんし、場合によっては校区センターで懇談会を催したいというふうな考え方があれば、ぜひ実施されて、町民の生の声を十分聞き入れられて、そして今後の町行政のほうに活かしていただければというふうに考えておりますけど、その点、わかる範囲で結構です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域住民の皆さんと町政懇談会の考えについての御質問でございます。

まず、基本的な姿勢といたしまして、私は対話を起点にして、地域の絆や人と人とのつながりを大切にしたい町政を目指してまいりたいと考えております。

このため、今、ちょっと新型コロナウイルス感染症が発生しておりますので、そこが終息いたしましたら、名称はどういうふうな名称にするかはともかく、今後、町が音頭をとる形で、地域別やあるいはテーマ別に住民の皆様と対話をするような、そういう場を設けていきたいと思っております。

また反対に、町民の皆様からの申し出に応じて意見交換するような場もあわせて設けたいと思っております。

この点、隣の小都市では車座トーク、出前トークというのをやられています。車座トークというのは、役場に来ていただいて、市長室とか会議室で意見交換をする。あるいは、出前トークというのは、市長がそれぞれの集まりのところに出向いて行って意見交換をする、対話をするということでございますので、そういう分も含めて実施をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様と対話を繰り返しながら、よりよい町、よりよい地域をつくっていききたいと、そういうふうと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。何か。東議員。

○議員（8番 東 義一） 冒頭にもお話しましたとおり、町長は激戦の中で町長という位置をとられたわけでございますので、マニフェストに基づいて、また途中、マニフェストには載せていなかったけど、こういったことも必要だなということも出てくると思いますが、そういったことをいろいろと新しきものに挑戦していかれて、新たな大刀洗町を築いていただきたいというふうと考えております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思っております。午後は、13時30分より再開

したいと思しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時30分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について
2. 国保制度について
3. 子育て支援の充実について
4. 交付税措置事業の活用について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして質問させていただきます。

議会も改選をいたしました、順番は定位置でございます。

さて、当町では昨年からの町議選、町長選と続き、行政、議会とも新たな布陣で活動を始めたところでございます。この3月定例会が新町長の初の議会となり、早速所信表明では待機児童の解消や避難所の強化・拠点化、ごみ処理事業の改善など、町の喫緊の課題について所信をお聞かせいただいたところです。

また、議会側からも災害対応、空き家対策、公共交通、子育て支援など住民の多くに共通する切実な要望についての質問が出され、大刀洗町が今まず何を取り組まなければならないのか、この論戦を通じて明らかになってきているのではないかと思います。

行政におかれては、町長の所信にもあるように住民福祉の向上のため、徹底的に住民の皆さんの苦難と向き合い、命と暮らしを守る町政の前進へ御尽力、心からお願いするものです。

さて、今議会は予算議会でもあり、町の歳入や国の事業計画、補助事業なども含めて質問をさせていただきます。

大きな1問目。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。同戦略は、2015年度から5年間、安倍内閣の地方創生の名のもとに、東京と地方の人口や経済格差を是正するとして、まち・ひと・しごと創生事業などを推進し、計画策定と成果指標を軸に地方自治体に補助金を交付し、当町でも各種の事業が進められたと認識をされています。

このたび、第1期の総合戦略が終了し、今後5年間、第2期として事業が継続されると伺っています。

そこで、まず質問ですが、第1に、まち・ひと・しごと創生事業そのものへの町の見解はいかがでしょうか。第2に、町として第1期目の評価と2期目の重点課題はいかがでしょうか。答弁

よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、答弁をいたします。

制度に対する町の見解についての御質問でございます。我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されたところでございます。

市町村は、同法に基づきましてまち・ひと・しごと創生に関する目標と市町村が講ずべき施策の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、国の交付金事業も活用しながら平成27年度から地方創生に取り組んできたところでございます。

この際、この総合戦略では人口の現状及び将来の見通しを踏まえ実施状況の検証に資する客観的な指標——K P Iといわれるものでございますが、を設定したところに特徴があったものと認識をいたしております。

日本全体としては人口減少や東京圏への一極集中に歯止めがかかっていないなど、効果が不十分な面もございますけれども、地方においては人口減少を直視し、地域の実情を踏まえた各施策に挑戦していく契機になったものと考えております。

次に、1期目の評価と2期目の重点方針についての御質問でございます。

大刀洗町では、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略である大刀洗“よかマチ”創生プロジェクトの将来展望、目指すべき姿を活力ある地域コミュニティの維持とし、具体的には2040年においても各小学校120人以上の児童数を維持するために必要な出生率と人口動態を推計し、それを実現するため町の強みを強化発信する攻めの戦略と将来的な課題に備え克服する守りの戦略、この2つの方向性に基づきまして、移住・定住、出会い・出産・子育て、仕事・産業、暮らしやすさ、魅力の発信の5つの基本目標と目標の達成度合いを検証できるよう客観的な指標、K P Iを定めているところでございます。

この点、K P Iの達成度合いはおおむね順調に推移をいたしており、特に転出入の動向では直近3カ年の転出入の状況が転入が転出を上回り、総人口も社人研国立社会保障人口問題研究所の推計を上回って推移し、本年2月末の住民基本台帳の人口は13年ぶりに過去最高を更新したほか、将来も町に住み続けたいと思う人の割合も上昇傾向にあるなど、町としては一定の評価をしているところでございます。

2期目の重点方針につきましては、引き続き交流や移住・定住を促進し、行ってみたい、住んでみたい、大刀洗への人の流れをつくることや、子育て世代の転入促進と転出抑制を目指して子

供も親もともに輝けるようみんなで応援するなど5つの基本方針に沿って取り組んでまいります。その際、多様な人材の活躍やS o c i e t y 5 . 0 の推進、SDG s の実現など、新しい流れも踏まえるとともに防災力の強化や交通弱者対策、地域で経済が循環する仕組みなど、このような視点も取り入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 第1期の総括と第2期の策定に当たってのスケジュール、それからその住民なり議会の説明との関係というのは具体的にどういうふうになりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

これまでのスケジュールと今後のスケジュール、議会との関係についてお答えいたします。

まず、昨年8月に1期目の検証、そして審議委員会の選任、第2期の方針、検討等を行いました。10月にアンケート調査を行い、11月に第1回の審議会を開催しております。12月に国の戦略策定が決定されまして、それを受けまして第2回の審議会を1月に行っております。2月にパブリックコメントを採りまして、第3回目の会議を3月に行うところですが、コロナの影響等ございまして、ただいま書面会議を行っているところでございます。

議会への説明のほうは全員協議会のほうで説明させていただき段取りとしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1期目のその事業を5カ年かけてやってきたということで、それを今後5年間も事業として継続していくか、あるいは今後中止していくか、また新たな事業を続けていくかというそういう決定も今後議会のほうには何月かに説明があるというふうに承知しておいてよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

議会のほうでは報告という形で報告させていただき予定にしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど町長の答弁にも少しありましたが、これはもちろん必要な事業は必要な交付金を得ながらやっていくということで当然了解はしているんですが、やはりこの国全体で見て、この地方創生というものが結局のところこの5年間見ても地方創生どころか、ま

すます東京の一極集中と地域間格差が拡大したというのが偽らざる結果ではないでしょうか。アベノミクスによって、地方の景気もよくなるいいながら、よくなるどころか消費税の増税によってさらに地方の景気に大打撃が与えられました。地元の自民党の代議士も国会では何でも賛成するけれども、地元に戻れば挨拶の中では地方の景気は悪化していると謝らざるを得ないと。また、これの“よかマチ”創生プロジェクトも策定は多くが東京の企業に委託され、多くのお金が中央に還元されたという報道もありました。付言しますと、今般の新型コロナウイルスの対応についても総理からの要請なるものが全国に混乱と困惑をもたらし、子供はもとより保護者、教育委員会も突然の要請に現場は大混乱したところです。政府においては行き当たりばったりの非科学的対応ではなく、科学的知見に基づく冷静な対応で子供と国民の命を守るよう願ってやみません。

話を戻しますと、以上の点では安倍政権の地方創生なるものについては、私は厳しく批判されなければならないと思いますが、必要な地方財源や交付税の措置事業は有効に活用しながら、真に町のための事業に取り組まなければならないと考えています。

今年度の令和2年度の地方財政計画も拝見したんですけれども、この地方創生事業も含めまして2年度においては地方財政全体、地方交付税の総額がほぼ去年以上に確保されていると。町としても国からの交付分については昨年同様の交付税が来る見込みであるというふうな見解で議論を進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税についての御質問だと思います。地方交付税につきましては、来年度の当初予算で中央財政計画を考慮し、前年比3,000万円増の18億1,000万円を見込んでいます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうなりますと地方交付税はやや増に加えて、まち・ひと・しごと創生事業費が1兆円プラス地域社会再生事業費というものが4,000億円ということで、地方が事業をするに当たってはとりあえず十分な財政が今のところ確保されていると見ていいのではないかと思います。

あとから述べますけど、防災・減災など交付税等も新しく措置されているので、そうした財源も有効に活用しながら喫緊の課題を一つ一つ解決していただきたいと思います。

それで、この“よかマチ”創生ですが、事業例を見ておりますと、例えば今一番新しいのが平成30年度の事業評価だと思いますが、この中で産後ケアなど当初予算等の説明もありましたようにいろんな工夫もなされている。一方で、仕事関係、創業支援ですとか企業連携とかマーケティング

イング、そうしたものに対してはなかなか数字が上がっていないというのがこの表から読みとれると思うんですが、その辺についての見解なり、今後の対応というのはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

起業・就業の応援について、なかなか成果が上がっていないのではないかという御質問だろうと思います。主要事業で上げております創業支援事業につきましてもなかなか現在の経済情勢の中で目標に掲げているとおりの推移はしていないと、それは議員御指摘のとおりでございます。また、新規就農の件数についても先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、なかなか難しい状況でございます。ですけれども、これについても今後とも目標を達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 2年度以降も引き続きこうした企業支援というものを事業に位置づけていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

次年度以降も創業支援事業あるいは次世代の農業者育成事業等はこの計画に位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） この中でもいろいろ位置づけられておりますが、特に先ほど来からいろんな議員が御指摘なさっているし、町長も所信の中で述べてあるような危険空き家対策と定住の促進、あるいは保育士の家賃補助など、労働者の確保と定住の促進、あるいは空き家、空き部屋の活用が一体に考慮できるような庁舎内の横断的な組織化を検討していただきたいと。ある課は空き家の対策、ある課は危険空き家の対応、ある課は定住促進だったり、ある課は保育士の家賃、これは一つは一体的なものだと思います。空き家を活用しながら、既存の家屋を活用しながら転入を図りながら、そこに保育士さんもぜひ来てもらうようなというのが町の中でせっかくこういう町創生事業というパッケージの中にいろんなものがあるわけなので、しかもこれは今まで縦割りの弊害を廃いて横割りの、横の連携型の事業なり補助に回すという成果を挙げさせていただきたいという政策であるから、そうした空き家なり定住なりというものをぜひ町の庁舎の中で一体化して検討していただく組織というものをぜひこの1年間の間につくっていただきたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

定住促進であったり、あるいは空き家対策等を一元的に管理するような組織をつくってはどうかというような趣旨の御質問だと思います。

これにつきましては、定住促進とかそういうところについては、今、地域振興課のほうが音頭をとってというか、旗を振って、それぞれの地方創生の取り組みをやっているところでございます。ただ、それぞれ所管事業というものがございまして、それぞれ所管の法律であるとか関係機関等がございまして、どうしてもその行政は縦割りかもしれませんが、司、司がそれぞれの所管業務を責任を持って対応していくのが今の役所の仕組みでございまして、それを一元的に管理するような部分をつくったとしても、なかなかそこは機能するのは難しいんじゃないだろうかと考えております。その部門だけが肥大化いたしまして、町の行う行政課題がそこだけであればともかく、それぞれの通常業務をやりながら新たな課題にも対応していく中では、今、議員が御指摘のような形での一元的な組織というのは難しからうかと思っております。ただ、縦割りにならないように庁舎内の連携であるとか、風通しであるとか、そういうところには今後とも留意をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） ぜひ課題を共有して認識していただきたいと思っております。まさに、このまち・ひと・しごと創生総合戦略そのものがそういう一元的というか横断的なものを意図していると思うので、こうした幾つかの重要課題が全く無関係にあるわけではなく一体のものとしてやっぱり捉えて、そういうプロジェクトなりというものを図っていただきたいと思っております。

それから、議会や各種の会議で再三指摘されておるように、当町の産業構造の中で行政が国外へ出て何点かの町産品をPRするという事業は、私は費用に比して事業効果が明確でなく、既に撤退した東京のアンテナショップも含め中止すべきものと考えます。この制度全体として成果主義などは問題だとは思いますが、必要な目標を定め、財源を確保して行うことは重要であり、今後、議会への丁寧な説明や議会の提言にも耳を傾け事業を横断的に進めてほしいと願います。

それから庁内における経済循環、町外の人にお金が行くのではなく、住民や生産者がきちんと利益になる事業を心がけていただきたいと切に願います。

大きな1問目はこれで終わります。

2点目です。2018年度より国保の都道府県単位化が行われ、財政については県が責任を持つこととし、法定外繰入の削減や被保険者への負担増が進められています。モデル世帯というのは給与収入が220万円の4人世帯で、保険税は22万円にも上り、ただでさえ高すぎて払えない保険税がさらに引き上げともなれば、ますます滞納や生活に行き詰まる世帯が増えるのは明らかではないでしょうか。不景気に加えて消費税増税、新型コロナウイルスによる景気後退も考えれば、町どころか日本そのものが今後社会として成り立つかどうかの瀬戸際と言えるのではない

でしょうか。

国保では、安倍政権がペナルティーも導入して市町村に一般会計繰入を解消せよと迫る中で、福岡県は3年間の激変緩和の財政措置の約束を反故にして2年で打ち切る方針と聞いています。この影響で各市町村の令和2年度の保険税は大幅値上げの危険があります。

そこで質問ですが、第1に県内でも少くない市町村が値上げをせざるを得ない状況と聞いていますが、本町はいかがでしょうか。また、令和3年度以降の保険税の見通しはいかがでしょうか。

2点目に、国からの財政支援状況と活用状況はいかがでしょうか。

3点目に、保険者努力支援制度がマイナス評価も行うこととし、さらに税制削減の努力が自治体に押しつけられようとしています。その運用と今後の見通しはいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員の質問の国保制度について答弁をいたします。

2年度以降の保険税率と見通しについての御質問でございます。

まず、国民健康保険税率の決定に際しまして、大きな要素でございます町が県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、昨年度と今年度は制度変更に伴う県の激変緩和措置により据え置かれていたところでございます。議員御指摘があったように、当初3年間の激変緩和とということが県のほうが激変緩和の措置の財源が2年間でなくなったということで、来年度はこの激変緩和措置がなくなるところでございます。これに伴いまして、来年度は約3,400万円、県に納付する納付金が増加するところでございます。

一方、本年度の国民健康保険特別会計の収支の状況でございますけれども、大体、今の収支予測では8,000万円から9,000万円程度の黒字が見込まれるところでございます。このため、これを来年度についてはこれを活用し、保険税率については現行のまま据え置くこととしております。

しかしながら、議員御指摘のように本町の被保険者の医療費水準は県内市町村の中位から下位に位置する一方で、所得水準が県内の県平均を上回っております。このため、今後も県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加が予測されているところでございます。それに伴いまして、今の特別会計の繰越金も急速に減少する見込みでございます。このため、令和3年度以降の国民健康保険税率については改正を含めて検討をせざるを得ない状況になるものと認識をいたしております。

次に、国からの財政支援状況と活用についての御質問でございます。

昨年度からの国保制度改革によりまして、市町村に加え都道府県が国民健康保険の財政運営を

担うことに伴い、国から毎年、低所得者対策の強化と財政調整機能の強化や保険者努力支援制度などにそれぞれ1,700億円、計3,400億円の財政支援の拡充がなされたところでございます。このうち、直接市町村のほうに交付され、本町で額が把握できるものとしましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援分として1,500万円程度の増額、保険者努力支援分として500万円程度が交付されておりまして、低所得者の負担軽減と疾病予防や健康づくりなどに活用をいたしているところでございます。

一方、都道府県に対して交付されます国民健康保険事業費納付金の激変緩和財源分や調整交付金の増額分などにつきましては、それぞれの目的で活用されているものと考えておりますけれども、これらは制度上、市町村ごとの増額分の内訳の算出は困難と県から回答があっているところでございます。

次に、保険者努力支援制度の運用と今後の見通しについての質問でございます。保険者努力支援制度は、国保財政の基盤強化を目的に、保険者が実施する疾病予防や健康づくりなどの取り組みに対して設定された指標に基づき交付金が交付される制度であり、昨年度は490万3,000円が交付されたところでございます。今後、この保険者努力支援制度が将来的にどういうふうになっていくのか、どういうふう運用されていくかというのは、まだ将来的な見通しといのは国のほうからは示されておりませんが、この制度の評価指標は毎年評価の項目が追加されたり配点の見直しが行われていることがございます。町としてはこの評価ポイントの獲得による財源確保を意識しながら、今後ともより効果的、効率的な保健事業に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

1点目ですが、令和2年度は繰り越しの余裕があるため引き上げはしない予定と、しかし、この県からの激変緩和分がなくなるとい点も考えると令和3年度以降は引き上げも含めて考えざるを得ないという答弁だとお聞きしました。

先ほど答弁にもおっしゃったと思うんですが、福岡県がそもそも制度、3年後、3年間は激変緩和の措置を行う予定だったんですけれども、財源が枯渇したということで令和2年度の納付金算定から見直すということが突然出てきたわけです。その理由としては減少傾向にあった保険給付費が平成31年度は増加に転じた、それから将来推計では被保険者は減少傾向だが1人当たり給付費は一貫して増加傾向の見込みということが福岡県からあったと聞いております。もともと国保の広域化のねらいというのは財政を都道府県に移管させて公費の財政支出を抑制し、被保険者にさらなる負担を強いるものだと理解をしております。それが余りにも引き上げとなるために、3年の激変緩和を設けて「急には値上げをしない」ということだったけれども、2年で打切

りになったと。当町においても2年度は繰越金で何とかするということが、3年度以降は何もしなければ引き上げざるを得ないということになっています。

全国知事会でも国庫負担割合を引き上げること、それから子供の均等割を減免すること、政府によるペナルティーを中止すること、あるいは国の財源による子供医療費の無料化を求めるなどを行っています。全国市長会も同様の要望を行っています。私どもの政策ともこれは完全に一致しています。すなわち、全国の自治体がこれ以上の住民負担は許されないと、値上げどころか国の財政で引き下げをと一致して要望しているということです。これを見てもいかにこの今やっている国の方針が国民要求と相いれないものか、これ以上の負担を国保の加入者に強いた場合に一体どういうことが起こるのか。火を見るよりも明らかではないでしょうか。

特に、最近よく申し上げておりますが、均等割の軽減が喫緊の課題だと思います。均等割は大刀洗町は1人4万6,000円という税額です。均等割額で見ますと、これは均等割額に限ってみますと、これは県内で7番目に高い数字であります。モデル世帯でいうと中位ぐらいなんですけども、この均等割の税額の負担というのが大刀洗が極めて全県的に見ても高い数字となっています。すなわち、これは扶養家族やお子さんが多い世帯ほど重い負担がかかるという傾斜になっています。これは子育て支援にも逆行する人頭税の性格を持っており、直ちに改善を図るべきだと思います。

岩手県宮古市などでは、ふるさと応援寄附金を活用し引き下げを行いました。川内市は国からの支援金の内訳を明確に示して均等割の引き下げの財源をつくっております。全国でも30を超える自治体が、今はもっと増えていると思いますが、私が持っている資料では30を超える自治体が均等割の全額または一部引き下げ、年齢を限った引き下げや第二子、第三子以降の引き下げ等に乗出しています。

本町でもこれ以上の引き上げ保険税を許さず、子育て支援に逆行する均等割のこの軽減のためにも検討すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 均等割の見直し等につきましてですけれども、今のところ見直す方針はございません。これにつきまして前回の議会等での答弁と同じになりますけれども、いかんせん令和3年度以降にもし税率の改正等が行う場合につきましては、その均等割の部分についてどうするかにつきましてそれを踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問はありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） この3点目のペナルティーに係る問題なんですけど、今年度からマイナス査定も入るということで町長はいろいろ見ながら努力を行いたいと言っていますが、ペナル

ティーのこのマイナス部分についても例えば今まで加点方式だったわけですが、これを減点方式を採用するというので、この減点についても町としてはここを気にしていくといたしますか、減点されないようにとそういう方針で臨んでいくということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 法定外繰入等につきましてもマイナスのペナルティー等がございます。ここ数年ですけれども、国保に対する法定外繰入は実際は行っていない状況でございます。以前ですけど、毎年度2,000万円程度の法定外繰入が行われていたというふうに思っておりますけれども、今のところ国保の財政状況としましては円滑に行っている状況でございますので、今のところ法定外を繰り入れていこうというふうには考えておりませんし、先ほど言いました保険者努力支援制度におきましても、次年度以降につきましてもペナルティーが課せられるということもございますので、交付金等に影響が出るかというふうに思っておりますので、これにつきましては法定外はできるだけ入れていかない方向でしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 法定外繰入についてはマイナスポイントということで拝見しているんですが、特に先ほど申し上げた均等割に係る軽減についての繰り入れ、これについては赤字補填の繰り入れでないため、これはペナルティーに該当しないと私どもは解釈をしておるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） その分についてはちょっとまだこちらのほうで解釈はどうかかというのを研究しておりませんので、ちょっとこの場では回答はできませんので、回答については控えさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、今ので。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） ペナルティーの要件に該当せず、要するに多子世帯とかそういうものの負担軽減として行うものはこのペナルティーの対象外だというふうに我々はお聞きしていますので、仮にこのペナルティーがかからないようにという方針でいくにしても、この均等割の軽減、特にお子さんのいる世帯への軽減というものはそれにも該当しないということで、まずこの点から全国の例も御紹介させてもらいますので、そういったものにまず取り組んでいただきたい。これ以上の値上げを許さないという立場で頑張っていたいただきたいと思います。

もともと大刀洗町は、先ほど答弁にもありましたが、医療給付費の額に比して保険税額が極めて高い状況にあり、県内でもベスト10に入るレベルでした。こうした高すぎる税率が近年の繰り越しが発生しているという一つの原因にもなっています。全体としてこの大刀洗町の国保行政

というのは繰り入れに対しては抑制的で、その分、被保険者に多くの負担を強いて現在に至っています。今後の改善を強く求めます。

2点目はこれで終わります。

3点目です。

子育て支援の政策についてであります。昨年10月より幼児教育と保育の一部無償化が始まりました。あわせて副食費の保護者負担や保育所運営費の負担割合の変更など、制度が大きく変化したものと認識しております。また、待機児童解消のための保育士さんや施設の確保も課題であり、保育の必要なお子さんや家庭が安心して保育を受けられる大刀洗町の実現のために引き続きの支援の充実をお願いします。

さて、今回は子育て支援の観点から3点質問します。

1点目に、保育・幼児教育の一部無償化における2年度以降の町の財政負担見通しはいかがでしょうか。

第2に、これまでの負担と比較もあわせて財政の活用方法はいかがでしょうか。

3点目に、小中学生の就学援助制度について、基準と運用状況はいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員、質問の子育て支援の充実について答弁をいたします。

まず、幼児教育・保育の無償化による2年度以降の町の財政負担見通しについての御質問でございます。

昨年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児全員とゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の保護者が負担していた保育料分を新たに公費で負担するよう変更がなされたところでございます。

このうち、本年度は公費負担の増額分を国が全額負担する一方、来年度からはこの増額分についても国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担となるほか、無償化に関連いたしまして認可外保育施設入所児童の保育料や幼稚園等の預かり保育料等を新たに町が負担することになります。このため、今回の無償化に伴い、来年度以降は今年度に比べ、新たに3,300万円の財政負担が発生する見込みでございます。

次に、財政の活用方法についての御質問でございます。

今回の無償化に伴う町の財政負担の増減につきましては、使途が限定された特定財源の話ではなく、一般財源の話でございます。このため、単年度の一般財源につきましては昨年度から当初予算編成時点では財源不足となっており、財政調整基金からの繰り入れを余儀なくされているところでございます。

また、一般論で申し上げれば、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の当然増が見込まれる中、国の制度変更に伴い負担が増える場合には事業の見直しを行わずにそのまま継続実施する一方、負担が減った場合にはその財源を活用して新たな事業を実施すると、このような財政運営を続けていけば町の財政は破綻をしてしまいます。

したがって、子育て支援の充実是一般財源に余裕ができたから新規事業を実施するという話ではなく、子育て支援の充実が住民の福祉の増進のために必要な費用であるとともに、これからの大刀洗の未来を担う子供たちを育むため、今最も必要とされている未来への投資であると、そういう認識からふるさと納税等も活用しながら実施をいたしているところでございます。この点、大刀洗町では、安丸町政の3期12年間の間で財政の健全化に取り組むとともに、いわゆる3本柱の筆頭として子育て支援等教育環境の充実には人も予算も重点的に投入して子育てしやすい町を目指してきたところであり、今後ともふるさと納税等も活用しながら待機児童解消を最重要課題として子育て支援の充実重点的に取り組んでまいります。

3点目の就学支援制度の質問については、教育長から答弁いただきます。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） それでは、3点目の就学援助制度についての基準と運用状況についてを答弁いたします。

就学援助制度につきましては、大刀洗町児童生徒就学援助規則に基づきまして運用しております。4月と入学準備金に関しては11月、2月の入学者説明会等で周知を行いまして、基準どおりの運用を行っております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

1問目の聞き方が悪かったのかもしれませんが、2問目のお答えは多分前年度に比べて財源が浮いたとしてもその分はそのまま直接子育て支援に充てることはしないという御答弁の趣旨だったと思うんですが、私もその点から聞こうと思っていたんですが、1問目の御回答は令和元年度に比べて3,000万円程度の伸びとなるけれども、いわゆる通常のこれまでの半年間、国が見た場合との比較ではなくて、例えば平成30年度でいうと町が保育所運営費ということで約2億出しているじゃないですか。それでそのうち町が保育料を独自に軽減した分が約8,000万円ということでありましたので、例えばこの状況から見て令和2年度以降の町の負担というものがあるとしてどうなるのかという、そしてまたそれから2問目のお答えにつながっていくと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと議員の質問の趣旨を十分に理解できていないのかもしれませんが、これまでも大刀洗町では国の制度の枠組み以上に子育て支援の観点から保育料の独自の助成措置を実施してきたところでございます。これは町の一般財源を活用して充ててきたところでございますけれども、先ほどの答弁と重複して恐縮ですが、昨年度から当初予算編成時点では一般財源が単年度収支を見ると足りなくて財政調整基金からの繰り入れを余儀なくされているところでございます。要は、町全体で見るとその分野に投入する一般財源はもうありませんと、少なくとも全額投入できるだけの一般財源はないところで、単年度収支を均衡させようと思ったら、ですから、そこについては財源が浮いたからどうこうではなくて、あくまでもこの分野が非常に大切な分野だというふうに認識いたしておりますので、ふるさと納税の部分なども活用しながらこれからも重点的に取り組んでいきたいというふうに答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 数字は何かお持ちじゃないですか。

○議長（安丸眞一郎） 再度求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平山議員の御質問にお答えいたします。

平山議員のほうが言われているのが、きっと無償化前までは町の財源を繰り出して、その部分が浮いた部分の活用方法で幾らぐらいその部分が金額的に浮いているのかということを知りたいということだと思うんですが、金額的には10月から無償化という形で約2,000万円ほどが一般財源からの繰り入れはなくなったという形にはなっておりますが、来年度はまた税も改正されますし、負担も幼児数も変わってきますので、実際にどれぐらいというのはまだ試算ができていないところであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 大体半年で2,000万というところで見てもよろしいんでしょうか。

先ほどの町長のお考えはわかりました。ただ、国が示しておりますのが、幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会というのが多分あったと思うんです、5月30日に。それで、今般の無償化によりそれまで地方が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入るので、その分にかかる市町村の財政負担が軽減されると、当該自治体においては対応に御配慮いただきたいということで、平成30年12月28日の具体化に向けた方針ということで今般の無償化がこうした自治体独自の取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められると、今般の無償化には自治体独自の取り組みや財源を地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのツケ回し軽減等に活用することが重要であるというふうに関係閣僚合意では述べて

いらっしゃる。我々も町長のおっしゃることもわかるんだけど、ここで今までのせつかくいろんな行政、それから住民の方々の御努力によって今まで保育料に対しての独自の軽減があって、その分安くしていただいたという部分の財源をやはり国もこういうふうに言っているように全額を何か子育て支援に全部つぎ込めと言っているわけではありません。例えば、軽減された財源の一部で、例えばある市では1億2,600万円、財源が軽減された部分の約10%を使って副食費の補助ができるという話になっています。当町においても早速、副食費については500円の補助をいただいて、これは大変ありがたいことではありますし、学校給食においても補助をいただいているということは大変評価すべきことだと思いますが、こうした直接の補助財源や何度も申し上げるかもしれませんが、保育士さんの確保のための具体的な充実の更なる施策というふうには、この町の負担軽減分の一部を活用してそういったものを振り分けていくという検討も今後可能だと思いますが、どうですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

議員の御主張と少しかみ合わないところがあって恐縮だと思いますけども、一般財源で見たときに町の一般財源も足りないということがまず大前提としてございます。その上で子育て支援の分野については大切だと考えておりますので、重点的に今後とも措置してまいります。

その上でちょっと質問とは離れるかもしれませんが、どの分野に子育て支援の充実のところでどの分野から取り組んでいくのかといえば、まずは待機児童の解消です。これが最重要の課題だと思っておりますので、まずはこの分野をまず重点的にやっていきたいと。その後、保育料の例えばゼロ・1・2のところの保育料の低減であるとか、保護者負担の軽減というのはまず待機児童が解消されてから取り組んでいきたいと思っております。要は待機児童が解消しないままその分野に取り組んでいけば、待機児童がますます増えるというふうな行政の公平性の観点からちょっと問題もございますので、まずそういう分野に待機児童の解消、それから保育料の低減、副食費あるいは小中学校の給食費の補助というのはその次だというふうに私としては優先順位を考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） わかりました。今後とも具体的な提案を行っていきたいと思います。

それから、副食費の補助についてこれまでより負担が高くないようにということの通達もあっておりますので、これも含めて副食費の負担については非常に注意深く見ていただきたい、それから徴収も現場が行うことから、これらが適切に行われているか、保護者の所得の低い方の重い負担になっていないかという点をしっかり注意深く今後とも見ていただきたいと思っております。

次です。就学援助についてですが、所得に関して対象を広げていらっしゃることは評価いたし

ます。これも町の歩みの中で就学援助制度の拡充についての粘り強い運動や行政の御努力があったのだと思います。ただ、いささか古い資料ではありますが、平成28年度で就学援助の率を見ておきますと、やはりその所得構成や家族構成の違いもありましようけれども、県下60自治体中、大変低い援助率になっています。ぜひ今後も周知やより申請しやすい制度への一層の改善を望みます。

また、全般に言えることですが、今回のコロナウイルスに伴う休校の案内などを拝見していても、支援の対象となる方に十分な情報が届いているのだろうかということを感じます。とりわけ、支援の必要な子や世帯に必要な情報が届くよう、引き続きの対応を求めてまいります。

今回、就学援助でお尋ねしたいのは就学援助の対象となる学校についてです。町の運用はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 就学援助の対象という形ですが、大刀洗町の住民の方で大刀洗町立の小中学校に通学している方、またはそれ以外では大刀洗町に住んでありますが、区域外就学等でほかの市町村の小中学校にうちのほうの区域外就学という形で行ってある方については、部分的な補助を行っております。全額という形ではありません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 区域外就学の定義について、もう少し詳しくお伺いしたいんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 区域外就学の該当の分につきましては、大刀洗町教育委員会と他市町村の教育委員会の中で協議を行って区域外就学が認められた方を対象としております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） となりますと、我が町の就学援助としては対象は町内の町立小中学校に通学される方ということになっておりますが、就学援助の根拠法を見ておきますと、私は学校教育法の第19条だと思うんですが、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければいけないということで、どこの学校であるとか、どこが経営しているかということはここには書かれていないと私は見ております。近隣を見ておいても久留米市やうきは市、朝倉市、筑後市など細かい違いはあるんですが、対象を町内の公立学校に限定していないと思います。全国的に見ても、特に都市部はさまざまな学校形態があることから対象を非常に絞らない、広げているわけですが、地方部で

は非常に通学学校の対象について狭く捉えているように感じるんですが、その辺は実施主体が市町村であることから、その対象になる学校の自治体によって確かに違いはあると思うんですが、ここで注意しないといけないのはその目的は何かということなんですが、その根拠法を見ておきますと学校の種類による区別ではなく、必要な方に必要な援助を与えるということというふうに私は見るんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 就学援助については、久留米市の場合は久留米市自体に附属中がありましてそれを対象されていますが、それ以外のうちのほうで調べたところでは小郡市、うきは市、筑前町、朝倉市等はそれ以外には市町村立以外の小中学校には対象としていないという形で回答を得ましたので、近隣市町村と同じような形で大刀洗町も運用しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） それで、これについては文部科学省からの通知が来ていると思うんですが、平成29年3月31日付の第1707号で平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について通知というのがあるんですが、これの御趣旨、後段についてお読みになったかどうか、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 29年3月31日に出ている文書のほうは確認しております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうなりますと学校教育法の趣旨を踏まえてどういった方が対応すべきということが書いてありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平山議員が言われた学校法第19条の趣旨を踏まえという形で教育委員会に御指導をという形で通知を受けております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） この通知によりますと、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、「公立学校のみならず国立学校や私立学校に通う児童生徒等に対する就学援助の実施についても適切に御対応いただくよう改めて市町村教育委員会に対して御指導をよろしくお願い申し上げます」とあります。それを受けて全国の市町村でも対象を町内や市立の小中学校に限定しないというような運用の変更がなされておるわけで、この通知は非常に私は明快だと思うんですが、学校教育法の趣旨は一律に何かを限定することではなくて、必要な世帯には必要な援助が届くように、もちろん交通費とか一部任意でいくものについては一部のものに対して一部支給という趣旨はわかり

ますが、全てにおいて全部町外に通う方が対象外とするのは、これは法の趣旨からも通知からいってもおかしいと思うんですが、改善の必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 就学援助の内容につきましては、近隣市町村等の動向等も踏まえまして確認してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） これは明快ですので早急な改善を求めていきたいと思っています。大きな4点目であります。

今年度の国の財政計画の中で、特に大きな3点について交付税措置がなされておりました、これが我が町においても存分に活用すべきではないかということで3つほど取り上げさせていただいております。

1点目が緊急防災・減災事業について、2点目に緊急浚渫推進事業について、3点目にごみ出し支援事業についてであります。これらの交付税措置について大いに活用しながら町内の改善を進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の交付税措置事業の活用について答弁いたします。

まず、緊急防災・減災事業につきましては、これまで防災行政情報通信ネットワーク再整備や校区センターのトイレの改修工事などを活用してきたところでございまして、来年度は該当事業はございませんけれども、今後とも積極的に事業の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、緊急浚渫推進事業につきましては、来年度から創設する事業でございまして、河川等の堆積土砂の撤去等、緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫を行う事業でございます。

現在のところ、当町には実施できるような河川というのが基本的には国・県の管理でございまして、町が管理する河川というのはほとんどございませんので、現在のところ事業予定はないところでございます。

次に、ごみ出し支援事業については、本年度から交付税措置の対象となった事業でございしますが、本町では昨年度から独居高齢者等見守り収集事業として既に実施をいたしているところでございまして、今後とも取り組んでいく予定でございます。

いずれにしましても、この3事業に限らず財政健全化の観点から交付税措置のある事業の活用については今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 済みません、急がして。緊急浚渫推進事業については御承知かもし

れませんが、10何年か前にもともと補助事業にあったものを補助から外されて維持管理ということにされて、全国の浚渫が進まなくなったと。それをきちっとやっておればこの一、二年のここまでの災害にはならなかったのではないかとということで政権側の人たちも大いに意見をつけた上で今回久方の推進事業ということになっております。町が行う事業はないにしても、町内における河川の浚渫等においては、この事業の活用ということで県や国に対して大いに住民の要望を聞きながらの要望をしていくべきだと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

河川の浚渫、これは議員御指摘のとおり、ここ数年の災害の状況を見ますときちんと河川のほうを浚渫等を適切に管理していただくということが大切だろうと思います。いろんな機会を踏まえてそういう要望を国、県にしていきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） それと、ごみ出し事業については、今のところ業者さんの契約範囲内ということになっておりますが、今後の社会構造の変化を踏まえますと利用者、対象者ということが増えてくるということになると、できる限りこの補助金をこれも結局、政権にいらっしゃる方が親の方が当事者になったのでそういうやっぱりごみ出し支援は大事だということで補助事業ということになったみたいなんです、今後、今は議会でも話しておるのは今後増えた場合にどうしていくかということで補助事業があるので活用したらどうかということですが、その辺はいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 平山議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましてもごみ出しが困難でありながら支援が受けられない世帯については戸別収集を実施していくことが必要だと考えております。一応、委託業者のほうには現在企業努力により実施していただいているわけですが、50件を超えた場合は改めて委託料について協議を行いたいと申し出がっておりますので、その辺についてはなるべくできるように予算化していきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 時間が来ましたので、これで平山議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時30分
